
平成28年第1回大和町議会定例会会議録

平成28年2月29日（月曜日）

応招議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀 啓君
10番	伊藤 勝君		

出席議員（17名）

1 番	今 野 善 行 君	1 1 番	平 渡 高 志 君
3 番	千 坂 裕 春 君	1 2 番	堀 籠 英 雄 君
4 番	渡 辺 良 雄 君	1 3 番	高 平 聡 雄 君
5 番	松 浦 隆 夫 君	1 4 番	馬 場 久 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	中 川 久 男 君
7 番	槻 田 雅 之 君	1 6 番	大 崎 勝 治 君
8 番	藤 卷 博 史 君	1 7 番	堀 籠 日 出 子 君
9 番	松 川 利 充 君	1 8 番	大 須 賀 啓 君
1 0 番	伊 藤 勝 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	産 業 振 興 課 農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
次 長	櫻 井 修 一	主 任	逢 坂 孝 徳

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いのでありますが、おそろいですから、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番渡辺良雄君及び5番松浦隆夫君を指名します。

日程第2「議案第1号 大和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第1号 大和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

こちらの任期付職員の採用の年齢制限というのはあるんでしょうか。お聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

お答えいたします。

県職員とか、そういう関係の方々は基本としまして60歳以上の方を考えております。ただ、任期が特定されて採用される場合、任期付で期限が定まっているような場合につきましては、保育士とかそういうのに関しては、年齢制限は今のところ考えてはいません。

議長 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
基本、60歳以上という認識なんですけれども、それで、逆に聞きたいのは、上限ですね。例えば65歳以上は応募できるかとか、そういったところはまだ考えていないですか。

議長 長 （大須賀 啓君）
総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）
基本的には60歳から65歳で考えております。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）
ほかにございませんか。千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
特に、今、社会通念的に、仕事を探すときに、合理的な理由がない限り年齢制限というのは思わしくないということがあるんですけれども、そういったものの考慮というのはされておりますか。

議長 長 （大須賀 啓君）
総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）
条例にもありますけれども、専門的な知識とか経験とかそういうものを生かすため

には、やはり今のところ60から65歳ごろが一番適任じゃないかということで考えておりましたので、あとそれ以上、もし優秀な方がもしあらわれたならば、それは対応する考えは、検討する考えはあると思います。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第2号 大和町いじめ問題対策連絡協議会等条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第2号 大和町いじめ問題対策連絡協議会等条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

委員会のとき、聞くのをちょっと忘れてしまったので申しわけないですけども、7条の守秘義務が課せられておりますけれども、これを破った方の罰則なんていうのは考えられなかったんですか。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

条例上は明記はしておりません。条例をつくる際にも罰則までは特には考えておりませんが、ただその破った場合、いろいろな法律に違反する場合等も出てくると思いますので、その場合はそのときに応じて告訴なり、告発等は必要になるかと思っています。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。5番松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

今回の、大和町いじめ問題対策連絡協議会等ということで、3つの連絡協議会等をつくるとなっております。それで、1番目の問題対策連絡協議会の委員ですが、これは1つ目は関係行政機関の職員、2つ目は大和町立学校職員、3つ目は児童・生徒の保護者、4つ目は町の職員、5つ目はその他教育委員会が必要と認める者というものの中から15名を選ぶということになっておりますが、1番の関係行政機関の職員というのはどういう人たちを言っているんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

ご質問にお答えしたいと思います。

関係する、選ぶ委員として5項目上げております。その中の1番目の関係行政機関の職員ということでございますが、今のところ想定しているのは警察あるいは法務局の職員、児童相談所そういったところを想定しているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

5番松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

関係機関の職員を委員とすると、委嘱するということになっておりますので、それを誰が委嘱するのかということで、教育委員会となっておるんですが、これはやはり

町長から警察とか法律の専門家とかそういう人たちに委嘱という形にしたほうがいいんじゃないのかというのが1つ。

もう1つは、この協議会等は3つあるんですが、それぞれその日当というんですか、額が違うんですが、この違いはどこからきているのか、教えていただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

ご質問にお答えいたします。

今回、3つの組織を設置するわけでございますけれども、1つ目のいじめ問題対策連絡協議会につきましては、あくまでいじめに関係する情報交換であるとか、連絡調整であるとか、そういったものの組織でございますので、あくまで委嘱は教育委員会から、教育委員会が中心になって行うという意味合いで、教育委員会が委嘱するという形をとっているものでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

それから、報酬等の額の差でございますけれども、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、通常のほかの特別職等の委員の、通常の行政機関の方々をお願いする場合の日当に倣ったところでございます。それから調査委員会、再調査委員会につきましては、弁護士あるいは医師等をお願いすることもございまして、これは町の情報公開審査会とかそういった中で弁護士の先生等をお願いしている例もございますので、それに倣った金額となっているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

5番松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

この、いじめ対策連絡協議会ですね、警察とかいろいろな人たちに委員になっていただくということで、この問題を考えたときに一番大事だなというのは、そういう事件が起きる前に町としてこういう体制をとっているんですよということで、町全体として、委嘱としては町長から委嘱という形のほうがいいんじゃないかと思っております。2番目のいじめ問題対策調査会、もしくは事件が起きて再調査が必要であるというときは委員の委嘱は教育委員会、そして再調査の場合は町長と、こういうような、これは

なるほどなと納得できるんですが。連絡協議会、一番最初のは、予防の観点から町としてこういう委員会を立ち上げたということで、委嘱を教育委員会から警察もしくは弁護士さんをお願いするのかなという感じを受けましたので、もう一度ここだけお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

質問にお答えいたします。

今回、いじめ関連の法律、国の法律もありますけれども、県の基本方針、町の基本方針という定めがございまして、当然学校のほうでもそういった基本方針を定めているところであります。国の大もとになりますこのいじめ対策防止法ですか、その中でも一番最初のほうで連絡協議会の部分については教育委員会がという定めがございましてそういった規定に従って、教育委員会から委嘱という形を取らせていただいております。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。15番中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

ぜひ、組織づくりに関係行政機関の職員、それから学校職員、ぜひこの辺は小学校であろうと中学校であろうと、家族が一番わかるんですよね。ぜひその辺の組織も、PTA会長だからとかそういう意味合いでなく、中立の場の、いる方のご意見も取り入れていけばいいのではないかと。我々も昔であれば、おくれて行けば立たせられる、そういう組織が、今は子供は宝物ですから、ぜひ、やっぱりいじめ問題とかそういう問題に対しては、家族の情報と。学校内で全くいい子にしているけれども、うちに帰ってくると私みたくいたずらばりして歩く、それも世間の目がありますから、ぜひああいう学童ボランティアとか、ああいう方々のご意見も入れるような形で、広く子供たちを見守っていただきたいと思いますから、いかがでございませんか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

中川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

第三者的な意見をということでございます。一番最初のこの連絡協議会については、あくまでこういった委員の方々に組織をさせていただいて、2つ目の調査委員会あるいは再調査委員会については当然第三者ということで組織をさせていただくところでございまして、調査委員会につきましては、臨時委員の規定も設けてございますので、その中でこの想定する委員のほかにも必要な方がいらっしゃれば、入っていただいて意見を聴取するという事は当然考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第3号 大和町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を
改正する条例」

議 長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第3号 大和町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第3号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第4号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第5号 大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第5号 大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第6号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第6号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第7号 大和町行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第7号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第8号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第8号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

この条例を実施するに当たって、管理はどのようにしていくのか。例えば昼休み時間ですと、大体1時間で、時間も通常通り昼休みなんだなということで1時間とれますけれども、これも一斉にはとることはできないでしょうから、それぞれ別な時間に

とるのが運用的にされると思いますけれども、その判断は誰がして、または来庁者が来た場合、この職員は仕事もしないで何しているんだらうなというようにならないような休憩所とかそういったものに入って休まなくちゃいけないのか、また、そういった場所が提供されているのか。そういったもろもろ、お願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

お答えいたします。

今、基本的には8時30分から17時30分までの勤務時間ということになっているんですけれども、多くの自治体は17時15分という形をとっております。ただ、大和町は住民にも17時30分というのが役場終了時間が定着しておりますので、基本的に15時から15分の休みをとりたいと考えておりますけれども、一斉に休んだ場合、先ほど議員さんがおっしゃったとおり混乱しますので、各課で今から調整を図りたいと思いますけれども、各課で時間を割り振りまして、済みません、各課の課長等をお願いしまして、例えば昼休みを45分にして何かをするとか、いろいろ一人一人の調整を行ってやりたいなと思っております。基本的には、職員厚生室のほうで休憩をとるように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

そうすると、本来ならば、通常でもやっていなくてはいけないところですけども、そういった休みに入る人は、管理職である課長に、これから休みに入ります、または戻ってきたときは戻りましたという報告をやった上でやるわけですよね。それと、本来休憩ということで、外出とかというのはできないと考えていますけれども、そういった旨の管理というのものとどのようにやっていくんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

確かに報告は、報告をやる前に、きょうの休みは何時から何時までは誰々という感じで各課で決めてもらいたいと考えております。そうしないと一定の時間に集中するかなと考えておりますので、その辺は各課でお願いするような形をとりたいと思います。なお、何時から何時までは休むというのは、表なり何かにしましたほかにも、各課長に報告して休むようにしていきたいと思います。

あと、先ほど言ったとおり、休み時間は15分という短い時間でありますので、基本的には職員厚生室のほうで休んでいただきたい、お茶の時間という感じで休んでいただきたいと考えております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

この前の説明では、大和町ほか1つか2つの自治体でしか、今この8時間。あとは全部7時間45分に改めたというんですけれども、今までこのぐらい大和町がほかの自治体とおくれたという原因を、ちょっと教えていただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

完全な詳しいのはわからないんですけれども、ちょっと聞いた話によりますと、新庁舎移行に伴いましてその場合にやればよかったんですけれども、新庁舎移行に伴いまして延ばしてきたと。あと、新庁舎によって内部の場所、課の場所とかいろいろ違っておりますので、そういうのに案内とかいろいろつける都合もありましたので、今の体制を今まで継続してしまったと聞いておりますけれども。以上でございます。申しわけございません。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

やはりこういうものは、次に給与のほうも出てきますけれども、やはり決められたら人事院勧告等が出るわけですので、速やかにこういうのはしていかないと、大和町ほか1つ2つの自治体、35市町村の中でですね。そういうことのないようにしていただきたいと思いますと思うんですが。町長、その1点だけ。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今回のこの時間の調整といいますか、につきましては、確かに大和町はおくれた面がございました。この時間につきましては、非常に国のほうも、最初は延ばせ、そしてまた短くしろということで、そういった動きが、曖昧な動きといたらおかしいかもしれませんが、そういったこともあったのも事実でした。それで、大和町の場合、どうしても終わりの時間と初めの時間を変えないようにということを基本に考えておりましたので、その調整がおくれたということで。おくれたことについては、申しわけなかったと思っております。それから、建物の変更とかそういったこともあった、理由はいろいろあったわけでございますけれども、本来もう少し速やかにやるべきであったと思っております。今後そのような対応をしてまいりたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。15番中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

やっぱり、そのものの時間、7時間45分、早くやればよかったのになど。逆に言えば、1階の方が2階で休むとか2階の方が1階で休むとか、やっぱり職員厚生施設というのか、そういう休憩、お昼だって、普通我々働く立場であれば、仮眠室とか休憩所とか事務所とかで我々はやってますけれども、やはり時間の体制というのは、職員の方も本当に机に7時間45分という時間を勤務なさるわけですから、やはりその辺のプログラムのつくりかたを、その課全体で仲良くスムーズに、「あ、今この人休憩時間だから」という時間でなく、その間是对応しながら、丸く収まっていくんでないの

かなと。ぜひとも、2階で休むとか1階で休むとか、今厚生施設というのは、食堂は1階ですか。その辺でも12時から12時45まで全員が休めるところはないですね。前の古い庁舎でも、自分の机の上で食事したり、いろいろあったわけですから、やっぱりそういう職員の立場を考えた時間編成をとっていただきながら、十分に15分間休めるような体制づくりを、各課で検討していただきたいと思いますが、課長はいかがですか。

議長（大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

議員さんの質問にお答えします。

1階の厚生室、2階の厚生室と役場には2つの厚生室がございます。それでお昼休みなどは、課で昼休みの当番もありますので、順番にお昼休みは厚生室で食事をするような形をとっております。今後の15分の休憩に関しても、そのような体制で、各課で順番とか決めまして、スムーズな運営をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませぬか。8番藤巻博史君。

8番（藤巻博史君）

ちょっと、お聞かせいただければと思ひんですけれども、人事院ですかね、そっちから出たのはいつだったのか。先ほどの話ですと、もう5年ぐらい前だったのかというように、そんなふうに勝手に取りかねないので、お願ひいたします。

議長（大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

人事院から出たというのは、そういうのはちょっと、何年というのはちょっと資料がないんですけれども、人事院勧告などではなくて、国の施策、国が7時間45分と、

人事院勧告も出されましたら、町がそれに沿うような感じで、国の時間、勤務時間も7時間45分と決められたのに合わせて、町としても7時間45分に合わせていきたいなという考えでございまして。ちょっと何年に出たというのは今資料がないので申しわけございません。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第9号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第10、議案第9号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第10号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第11、議案第10号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

さっきの、8号議案のほうでも言いましたけれども、やっぱり人事院または国で決められたことを、本町としては必ず実行するのが遅いのかなと、常々私思っております。それで、この給与のほうもいろいろ今まで等々あったんですけども、給与を見ますとやはり宮城県でも後ろから2番目ぐらいの、町職員の給与は低いといったことが聞かれます。2万8,350人ですか、今現在、宮城県でも相当上位のほうの人口の町でありますよね、それで給与が全体的に後ろから2番目というようなことでは、私、職員も、さっき休暇等も一番最後に休暇をとる、給与は上がらない、ある程度ですよ、ですからそれ、それ相応に、他の町村に合わせてやるべきではないかと思うんですけども。これ、ちょっと、副町長か町長かでないと答えられないと思うんですけども。余りにも過酷な労働条件のわりには、今まで給料が低かったのかなと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

平渡議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の条例改正につきましては、国の人事院勧告に従った形での条例改正になって

おりますが、平均給与のことかと思うんですが、前回は渡辺議員さんのほうから話があったんですけれども、今の職員の年齢構成が、ここ数年、いわゆる退職者の増に伴って新規採用職員の数が大分ふえてきております。30歳以下ですと約5割以上近くなっているかと思うんですが、そういった年齢構成もあって、平均給与はどうしても低くならざるを得ないのが現実であります。給与体系につきましては、国、人事院勧告に準じた形で、それぞれ改正を行っている状況になっております。よろしくどうぞお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

何か聞いてみますと、黒川の町村の職員に比べても、大和町はある程度下がっているというような状況でもありますので、やはり、私は何も高く上げろとかそういうんじゃないくて、地域に沿った給与体系でいかなければ、せっかく大和町が、この前の5年間の人口増加率では全国で3位といいながら、やはり職員にやる気を出させるような施策も必要なかなと思っております。町全体で、町民の協力をいただきながら、町の職員にもやる気を出してもらいたいと思っておりますが、今後改善する予定はありますか。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

給与体系につきましては、先ほど申し上げたとおり、人事院給与体系に基づいた形でしておるところでございます。そのほか、手当関係についても異論ないような形で進めているところがございますし、このほか人事評価の制度も今取り上げて実施しております。その評価に基づいた形での、Aランク、Bランク、Cランク、Dまであるんですが、ランクづけの中にもそれぞれ職員の業務体系の中で、評価をしていきたいと思っておりますのでよろしくどうぞお願い申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

副町長、もう一回ですね、各宮城県の町村のいろいろ手当等、給料を確かめて、それに沿ってやっていただければ、私は何も、ほかより余計にやれとか言っているわけじゃないです。ただほかに余りにも劣っているのであれば、私は職員のやる気というのは出ないと思います。何も、私、職員にごまをすっているわけではありません。ただ、同等なものをしていただく、その努力も執行部のほうではしなければならぬのかなと思いますので、どうぞその点、よろしくお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 (遠藤幸則君)

給与体系、それから手当関係等につきまして、郡内の状況も含めながら、確認をしてまいりたいと思っておりますし、今おっしゃったような形で、職員のやる気の問題ですね。これにつなげるような形の給与体系も当然必要かと思っております。そういったところも含めて、これからの部分では確認をさせていただきます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。3番千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

まず、前者の関連なんですけれども、副町長の答弁の中に、退職者がふえたために平均年齢が下がり、それで全体的な給与が、各市町村に比べて低いというような答弁があったと思いますが、私はそういったふうには感じなくて、各等級ごとの単価そのものが安いというような、質問をした議員が言っていると思うし私も思っているんで、そこの答弁を一ついただきたいことと、これをやることによって年間、例えば平成28年度ですけれども、どのくらいのアップになるか。具体的な数字でお願いしたいんですけれども。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、先ほど表が違うのではないかと。表は人事院勧告に基づきました表を使っておりますので、その辺は違いはございません。さらに、若い人が、先ほど副町長が多いといったんですけれども、若い人たちは逆に他より、他の自治体より、黒川郡内なんですけれども、上がる、主事からその次にステップアップするのは1年ぐらい早いような感じで、今、町のほうでは進めております。

あと、次に、額の違いなんですけれども、額の違いまで計算はしておりませんでしたので、申しわけございません。一人一人の平均の額の、上がった%ですよね。その%の違いの資料は持ってきませんでしたので、申しわけございません。後でご連絡したいと思います。申しわけございません。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

具体的な数字は後でいただくということで、了解しました。

それと、各市町村の話を聞いた中で、やはりこれも経験職かもしれませんが、課長の等級がほかの市町村に比べて上がっていかないというようなことを聞いたんですけれども、実際そうなんですか。それとも何か私が比較したものが間違っていたのか、そのところ聞かせていただきたいんですけれども。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

質問にお答えします。

まず、管理職のことなんですけれども、55歳になると国の指示によりストップしているのはご承知かと思えます、給料は。あと、6級が大和町の職員がないというのも事実で、その辺で差が考えられているのかなと思えます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第11号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第12、議案第11号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。13番高平聡雄君。

13番 (高平聡雄君)

特別職の常勤の給与の一部改正という範囲でお尋ねするんですが、総務常任委員会でも何度か私のほうで担当課のほうには申し上げているんですが、私どもの町の町長の報酬が、郡内の町長さんの報酬に比べて額が低いと。これは新聞なんかで発表されている所得をベースに、私申し上げているんですが、なぜそういう、大和町の首長の給与が現行低いのか、その原因についてお尋ねします。

議 長 (大須賀 啓君)

副町長遠藤幸則君。

副町長 (遠藤幸則君)

特別職の関係で、常勤の、町長の報酬の関係でございますが、首長の報酬については、長年の設定の仕方、それぞれ各市町村違くなってきております。こういった段階で引き上げをしたかとか、各町村によってばらばらなところがございますし、町の場合は人事院勧告も当然ですが、そのほか給与引き上げ部分のときに上げなかったとか、そういう理由も関係するかと思うんですが、押しなべて低いというような大きな理由は、特には、今までの流れの中で給与体系を認めてきている状況がございますので、これだというような大きい理由はないのかなと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

人事院勧告等のここに至るまでは、どちらかと言うと引き下げの勧告というのが非常に多かったということ等も影響しているかなと私も思うんですが、特段の理由がないということであれば、この際もう一度冷静に周辺の額を参考にさせていただいて、妥当な数字なのかというのを確認いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

妥当な報酬額かどうかということのお話でございますが、いろいろ考え方があるかと思っております。現在が低いから上げればよいということでもないと思いますし、かといって、ほかの町村のレベル、状況、そこも当然確認も必要かなと思っております。こういった形になるかはあれなんですけど、今の状況も踏まえながら、郡内の状況、県内の状況踏まえて、またあと、人口のこともあるかと思えます。そういった要件なんかも加えながら、検討する時期でもあるのかなという思いもございます。ここですぐ検討するか何かと申し上げられないんですが、さまざまな要件等、算出していきながらやってまいりたいと思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

よく、何らかの、首長として通常の給与があったものを何カ月間か減額をしますだとか、そういうことが事例によってはないわけではないわけですが、そういったものがその時期を過ぎてもそのまま継続をしているだとか。あるいはそういったことが、先ほどの副町長の答弁では特段の理由はないんだということであれば、恒常的に低いと判断せざるを得ないと。低いというのは、相対するものは他の自治体に比較してということで、それが妥当か妥当でないかはまた別なんですけれども、ですからそういう意味で、新聞紙上なんかで単純に額を比較すると、大和町が低いと、一体その理由はなんなんだというようなときに、何か、他の自治体ではない特別の事由があったということであれば、それはそれで理解しますが、そうでないとすればですね。大和町がけして引けを取るということではないのではないかとということをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

今の高平議員に私も関連することで、やはり今、富谷町でも今度答申の中で新聞等々で見ますと、特別職またいろいろなのが20%から30%ぐらい引き上げるような議論も今しておるようではありますが、私も大和町長は、やっぱり町長が謙虚であるかどうかであると思うんですけども、やはり低いと思います、私は。それで人口的に見ても、今一番企業のほうでもベースアップを、企業等々やっている中で、やはり町長、特別職が上がらないから、職員の給与も多分据置き、人事院、微量ですけどもね手当等々ですよ、それが低いのも、遠慮しているのもあるのかなと、私も、ちょっとさっきの関連として。ですから私は、この時期に、新聞でもいろいろなところで特別職を上げておりますよね、何%とか。それに何も遠慮することなく、大和町は大和町で経営がしっかりやって、税収も上がっている中ですから、悪い所はほかの自治体に合わせる、別なところはではなくて、独自で決められるわけですから、そこは首長が遠慮しないで、ある程度上げて、それに対して職員に対してもそれ相応に上げていかなければ、全般的にやっぱり停滞するだけだと思うんですよ。何のために企業が、政府で何%賃金を上げろと言いながら、変なところは人事院に従っているというんで

は、私はおかしいと思うんだが。そののところ。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
大変ありがとうございます。
これまでについては、人事院勧告等で上げる、そして職員が上げるとかいろいろあったわけですが、そういった場合に特別職も上げる分については上げてもらっている分もごございます。それで、決して大和町だけが上げていないということはないと思っています。ただ、ほかの町村でも、町長の給与とかそういったものについては、上がっているというケースは余りないんですね。市議会とかで上げるとかそういうことは、今回富谷さんのほうは市に変わるということで、また違った形でのアップだと思っております。以前からそうなんでしょうが、前から安かったのかどうか、どこでも特別上がっているということはないので、そのレベル的なものは各町村ずっと同じ差できているのではないかと思っております。ただ、そのことによって、職員のをアップしないとか、そういうことではないので、それとこれは別に考えていただきたいと思うんですが、決して私の給与が動かないから職員のを下げたり、そういうことではなくて、そちらはそちらとして、きちっとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。いろいろありがとうございます。

議 長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）
とにかく、働いた分だけ、やはりある程度頑張って、もらった分だけ皆さん頑張るわけですから、遠慮しないで、さっき言ったとおり、副町長、各町村の実態も調べて、きっちりした給料で、報酬でやっていただければと思いますので、そのところをもう1回。

議 長 （大須賀 啓君）
副町長遠藤幸則君。

副町長（遠藤幸則君）

おっしゃるご意思はよく伝わりましたので、そういった形で、状況の判断をしながら、今町長も答えたような形で、これから検討してまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにごいませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第12号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第12号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。14番馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

常任委員会でも説明はあったところだったんですが、ちょっと聞き漏らしてしまったもので、質問させていただきます。

隊長以下隊員まで報酬を決めるということなんですけれども、この実施隊員の編成といますか、全体的にどの程度の人数になるのか。

また、分隊長というのがありますけれども、どのぐらいの分隊といいますか、分けて実施しようというふうにしておるのか、もう少し詳しく説明を加えていただければと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

1点目の、実施隊に係ります隊員の編成というお尋ねでございます。こちらにつきましては、今現在有害鳥獣被害対策、捕獲隊というのを組織いたしております。ベースは猟友会になるわけでございますけれども、そちらから捕獲隊を編成しておりますので、そちらの隊員の方がまずもってベースとなっていくのかと今のところ考えております。

それから、分隊長につきましては、現在各地区、吉田、宮床それから鶴巣、落合と4つにわけておりますので、それが基本となった分隊という編成になると考えております。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

捕獲隊がそのままスライドしてという形ですけれども、今、4地区、吉岡地区を除いてですね、4地区ということで、分隊にわけてやるということ。このごろイノシシとかそういった被害が非常に多く出没しているし、範囲も広がってきているので、望むことであれば、捕獲隊員の養成をもっともっと広げて、隊員を多くふやしていただくような方策をまず講じていただきたいと思います。一応、隊員の方は年額の、隊長以下年額の金額が、この金額ということですが、現に捕獲隊として活動している方々ですので、なお、こういった費用弁償に関して決めるということになれば、もっとも参加していただける方ができるんじゃないかなと思いますので、その辺について、もっとふやしていただければ、被害対策にも貢献するんじゃないかと思いますので、その点について。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

こちらの、実施隊の隊員につきましては、身分的にも保証されるような形になりますし、活動的にも今後公益性の高い、公共性の高い活動になってくるわけでございますので、平成27年度から新規の免許取得に係りまして補助してまいりまして、新たに16名の方も免許を取得したというご説明申しましたけれども、そういった方をベースに今後隊員をふやして行って、1人当たりの負担がかからないような体制がとればよいなと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第13号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第14、議案第13号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第14号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第15、議案第14号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第15号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第16、議案第15号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第15号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第16号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条
例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第17、議案第16号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第16号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第17号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第18、議案第17号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第18号 大和町環境基本条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、議案第18号 大和町環境基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第19号 平成27年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第20、議案第19号 平成27年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

事項別明細書の3ページ、14款1項1目の総務使用料、当初予定902万9,000円予定したものが149万減額したもので、町民バスの使用料ということになっていますが、見込んだ利用者数が利用していないということですが、原因は何だったと町は捉えているのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

それでは、お答えいたします。

町民バス、それからデマンドタクシーの利用者数でございますけれども、1月末での利用状況の資料でございます。デマンドタクシーが5,871名、町民バスの宮床線、1万1,519名、両方合わせまして1万7,390名となっております。前年度の平成26年度の同期と比べますと、前年同期が1万5,086人ございまして、2,304人の増。増加率で15%利用者がふえているという状況でございます。ただ、この利用者の中で、特にデマンドタクシーですけれども、70歳以上の方が150円、障害者の方が免除という規定を設けておりまして、これら合わせた何らかの免除を受けている方が全体の85%以上になっておりまして、そういった面で当初見込んでいた金額よりも収入額で減額になる見込みということで、今回お願いしたところでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

そうしますと、当初予算を組んだときからいろいろな補助とかそういった制度ができて、利用者はふえたんだけど、その補助の関係で減額をしたという理解でいいのか。

それとも、やっぱり900万円つけるには利用はこのぐらいなくちゃいけないというものがあつたんじゃないかという気がするんですね。その収入をもとにいろいろなものの維持費とかそういったもので、はじき出した数字が狂ってきたと。そういったものの中で、平成27年度は試行運転していますということを前年度言われています。それは前回、前日の全員協議会でも、私のほうから質問させていただいた中で、そういったものの結果そのものが報告されていない状況で、手続上ちょっとおかしいとは思いますが、そこを、なぜ議会にこういった数字でしたというものを、事前に説明できなかったのか、町長または副町長の答弁でお願いしたいんですけれども。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

私のほうから、数字の部分を申し上げたいと思います。

総務使用料全体で902万9,000円ですが、そのうち町民バス、デマンドタクシーに係る予算としては、当初433万円で行っていました。先ほど申し上げましたとおり、高齢者、70歳以上の方の減免等があつて、現在284万円というような見込みで行っていますので、減額としては149万円という数字で行っています。また、そういった形で議会へ報告というお話もあつたんですが、現在の状況の中で、1月末としての状況の捉え方で行っていましたので、大変申し訳ございませんでしたが、そこまでの報告が至らなかったことは大変申しわけございませんでした。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

最近ですね、大変申しわけなかったという答弁があつたんですけれども、それではやはりいかなものかと思えます。やっぱり手続をきちんとしていく中での、こういった施策の実施または改編というのが当たり前と私は考えているんですけれども。そのものが当たり前でやっていかないと、小さいずれが時間がたつと大きいずれになつて、後輩の職員の方々がこの手続でいいんだと理解されていくのが、今後怖いと感じているんですけれども。十分に気をつけなくちゃいけない。また、この減収に対する

報告を委員会ではやられているのか、その辺の確認もさせていただきたいんですけれども。委員会でしていますか。

議 長 （大須賀 啓君）
副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）
いろいろな施策の中で、適宜報告する必要が当然あるかと思っております。先ほど申し上げましたとおり、そういった状況で至らなかった部分は大変申しわけなく思っておりますし、この案件については委員会のほうでは報告はしていないそうです。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
ですから、本会議に提出する前に委員会というのは報告、当然あるべきですよ。そういった手続というのは全て洗いざらいやって、今後そういったものがないように。今後済みませんということは聞きたくないので、随所にわたってありますので、その辺はどのような対策をとっていくんですか。

議 長 （大須賀 啓君）
副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）
予算に絡んでの部分とか、条例案件、それから施策に絡んだ部分、いろいろございます。いろいろあるかと思いますが、特に補正に関してはその時期的なものも捉え方がありまして、適宜な時期にできない部分もございますので、こういった結果になっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時01分 休憩

午前11時13分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ご質問ございませんか。14番馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

9ページの、事項別明細書、企画費の中で、工事請負費の説明をいただきましたが、上町のセブンを案内所として改造すると、「利息でござる」の関連だとお伺いしたんですが、この案内所、中を多分改造してどういうふうにかつかうんだらうと思うんですけども、もう少しどういった方面に使うのか、どういうふうに改造していこうとしているのか、ちょっとお尋ねしたい。あと、観光費の中でも同じなんですが、観光費の13節委託料、業務委託の中でご説明はあったんですが、内容を詳しく説明いただきたい。以上です。

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それではお答えいたします。

企画費の中の工事請負費の中で、全国上映を契機にいたしまして、國恩記の舞台になった吉岡に大勢の方が訪れるだろうというところで、来町者に対する観光の案内、國恩記の紹介そういった内容、それから来町者の駐車場としての使用、休憩所としての使用、吉岡だけでなく町内全域の観光地へ案内するというので、そういった町内の観光地の紹介、そういったような内容を含めた観光案内所の拠点ということで考えてございます。改修の内容につきましては、流しが今ございませんので、ミニキッチンの、流し台の設置、それから空調機の設置、カウンター、来町者がおいでになったときのカウンターの設置、そしてセブンイレブン使用時に大型の冷蔵庫がありまして、

それを撤去したため今間仕切りがない状態ですので、その部分の仕切り壁の設置、店舗外への看板の設置、こういった改修工事を行って観光拠点として活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

観光費の13節委託料の関係でございますけれども、案件のご説明でも申し上げましたけれども、一つには仮称でございますけれども、映画にちなんだお昼のセットとか、そういったものを開発するための委託ということが1点でございますし、それに現在シャッター通りと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、シャッターを活用しまして、この吉岡宿をPRできるような方策とございますか、そういった委託もしたいと考えているものでございます。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

企画費のほうの今のご説明なんですけど、要するに大和町の観光の拠点地というような形で案内所を設けると。これは、例えばお客さんが町外から車で来られた場合も、常時誰か案内人といえますか、ご案内できる人、毎日というか、多分土日も含めてという形になるかと思うんですけども、そういうことで常時開いておく形なのか、それとも、大和のほうでこういったときは決めた形でこのコースはご案内できるとか、そういう形にするのか。要はそういう案内人もセットで置いておくのか。あとは、いらないとすれば、フリーにして休憩所、もしくはそこでお茶を飲んだりとか、いろいろなパネルを見たりとか、そういう形でのいるのか。その辺ももしお考えが進んでいるのであれば、お聞かせいただきたい。

あと、今の観光費の委託料、ちょっと私勘違いしておりました。空き店舗対策のやつも含めてということではないんですよね。そうすると、お昼のそういった食事であったりそういったものを開発して、そういうものを食べていただくというか、吉岡、大和を満喫していただけるような方策をするための業務委託ということですか。もう

1回ちょっとお願いします。

議長 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

お答えいたします。

案内所につきましては、年間をとおして受付人にそこにいていただいて、そこで来町者が自由に出入りできるような形での休憩所という形で考えてございます。それで、國恩記にちなんだ史実の解説でありますとか、紹介をしていただけるガイドさんのな方につきましては、土日祝日とかそういった日を重点に配置をお願いするという形で考えてございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

観光費の13節委託料の関係でございます。先ほども申し上げましたけれども、仮称でございますけれども、「利息ランチ」とかですとか、そういった映画に由来したような食事の開発、その委託というのが1点でございます。それから吉岡宿の入り口とか案内の看板、そういったものの製作にかかる委託もこの観光費の委託料の中では考えております。そのほかに先ほど申し上げましたけれども、シャッターとかに吉岡宿をPRできるような絵とか、そういったものができないかなということで、考えておるものでございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

セブンのほうは一応今からという形で、大いに期待をしたいと思えます。それと、観光費の中でもう一つ、広告料、12節の、町独自でPRをしたいと。というのは12月議会でも先行してPR用の予算をとって、今現在ポスターであつたりのぼりであつた

りをつくって宣伝しているわけなんです、この広告料はどういったものをつくるためにと考えているのか、30万円。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

12節広告料でございます。具体的にこういった形で広告しようということで、いまのところ具体的なものはございません。今後、今検討しているものはございますので、それを詰めていきたいと考えております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。7番槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

私からは1点、ご質問いたします。

ページ数で言いますと12ページ、1項社会福祉費、老人福祉費の扶助費212万円、この詳細をお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

それでは、槻田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

12ページ、3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費の20節扶助費でございます。扶助費につきましては、その年の9月1日の時点で、満80歳以上になられる方々に敬老祝い金といたしまして5,000円を支給させていただいているものになりまして、それから満100歳になられる方々への特別敬老祝い金の内訳でございます。満80歳以上の敬老祝い金につきましては、当初2,233人を予定していたものでございますけれども、実際9月1日で支給する際には2,018人ということで、当初よりも215人減ったものでございます。それから100歳以上に交付をさせていただきます特別敬老祝い金につきましては、3人の方が満100歳になられる前にお亡くなりになられたということ

で、その3人のうち大和町に生活なさってから30年以上の対象になられる方が2名と、10年未満の5万円の方が1名の方がお亡くなりになったということで、最終的に212万2,500の減額の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

再度、確認いたしますけれども、212万円の内訳に関しましては敬老祝い金のみであるということと、予算立てに関しましては前年度ではなくて年齢台帳から拾いまして2,233万円の予定でしたが、2,018名、215人がいろいろな理由で大和町からいなくなったということですのでよろしいのかどうか。そこだけ再度お答えください。

議 長 (大須賀 啓君)
保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

それでは、お答えをさせていただきます。

満80歳以上の方の敬老祝い金につきましては、年度当初予算措置をする際に、平成27年度の9月1日の時点で満80歳以上になられる方、住民基本台帳のほうから取得をさせていただきまして当初2,233名ということで。その後9月1日に交付する際に、ちょっと内訳は把握していないんですけれども、大和町から転出された方、そして死亡された方が合計で215名減ったという内訳になっておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
ほかにございませんか。1番今野善行君。

1 番 (今野善行君)

2点ほどお伺いしたいんですが、1つは事項別明細書の9ページの電子計算費、7目の中の、節で言いますと備品購入費、18節ですね、5,039万5,000円とあるんですが、説明のときに私聞き漏らしたので内容をもう一回お伺いしたいんですが、庁用

器具費ということで、説明のときは何かセキュリティ関係と伺ったんですが、内容をもう一回お願いしたいのと、それから14ページ、4目保育所費ですね。その中で委託料とそれから負担金、補助金の関係の中で業務委託費が1,700万円余り減になっているということと、認可外保育所施設の助成事業とその下の地域子育て支援拠点事業費、減額になったこの内容と要因、原因をお伺いしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、電子計算費の増額になった理由なんですけれども、皆様、議員さんも御承知と思うんですけれども、年金機構のほうで情報漏えいがありまして、その情報漏えいに対しまして、自治体もそのような情報漏えいがあるは大変だということで、国のほうでセキュリティ強化の対策ということで通達がありまして、それに基づきまして購入をするものでございます。それで本来ならば今まではリースということで考えてはきたんですけれども、国の補助金を受けるためにはリースはいけませんということがありましたので、今回この18節のほうに上げさせていただいたことでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、お答えいたします。

まず、1点目の委託料の件でございます。こちらにつきましては、平成27年4月から杜の丘保育園、こちらが開園しておりますが、4歳児、5歳児につきまして、当初定員でみておりました人数よりも少ない人数の入所となったものでございまして、それに伴いまして減額となったものでございます。

もう1点の補助金につきましては、認可外保育所、こちらにつきましても利用者のほうが減になったということでございます。

もう1点は、地域子育て支援拠点事業、こちら大和すぎのこさんでやっていただきましたが、当初の予算の途中でも実際に応募された金額といたしますか、そちらのほう

で計画が上がった分について減額があったということです。当初予算ベース的には国の基準に基づいて予算をしたんですが、その部分の特別支援分について、実施しなかったということで、その分についての300万円減となったものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。4番渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

事項別明細書の21ページ、備品購入費で73万7,000円庁用器具費、ご説明ではどちらのものとなった絵画の購入ということなんですけれども、絵画を、ちょっと大きなものですか目立つものかと思うんですが、購入後どのように利用されるのか、その辺のところをお伺いしておきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

それでは渡辺議員さんのご質問にお答えします。これにつきましては、幅が2メートル80センチメートル、高さが1メートル40センチメートルということで、大分大きなものになります。今のところ庁舎に飾るかまほろばに飾るかということで検討中でございますので、その辺よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

事項別明細書の9ページで、さっきの馬場議員とも関係するんですけれども上町のセブンイレブンを改装する工事費、これはいつ借りて、何年の計画でということは、私は説明を聞き漏らしたのかと思うんですけども、これは契約したんですかね、賃貸か売買か。私、ああいうところがあればいい、空き店舗等、駐車場、トイレということで、大賛成なんですけれども、これ勝手に工事していいんだか何だか。これは何年

で幾らで借りたというのの説明はあったのかどうか。それが1点目です。

あと、この工事1,300万円かけるんですけれども、結局、日中は多分あいているんでしょうけれども、あそこは駐車場として利用しているいろいろ買い物もできるのであれば、やはりトイレが必要だと思うんです。中のトイレでは夜間は閉まるでしょうけれども、やはり常時使えるようなんだから、トイレもある程度設置しなければならないのかなど、外部の方に。そういうのどうなっているのか伺います。

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、お答えいたします。セブンイレブンの上町店につきましては、当初予算の中で借地料とか賃貸料、そういったものを予算措置を考えておりましたので、当初予算の中で説明させていただきたいと思っております。それで、賃借料につきましては、月額、駐車場、建物を含みまして15万円でございます、年間12カ月で180万円という賃借料でございます。それで、当初予算の議決を頂戴しましたら、契約行為の準備を行って4月から正式な契約になりますけれども、それに向けての準備期間といたしますか、改修する工事期間については使っていただいて構わないという内々での承諾を頂戴しております、その中で3月に改修工事を行って、4月以降案内所として活用してまいりたいと考えてございます。

それからトイレにつきましては、セブンイレブンの店舗の中にトイレがございましたので、当面は中で来町者の方にお使いいただくということで考えてございます。以上でございます。（「期間と、トイレ、外部につくる予定」の声あり）店舗駐車場の賃貸借の期間につきましては1年更新ということで、相手方からの条件が示されてございますので、1年毎に更新という形になりますが、当面は1年間での契約。それからトイレにつきましては今のところ建物の外にトイレという計画はございませんで、建物の中のトイレをお使いいただきたいと考えてございます。それで、予算的に、先ほど申し上げました改修工事の内容で、390万円ということで予定をしております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

1,300万円ではなく、390万円が改装費ということで。ただ、1年契約ということでありますと、来年はもう貸さないとなった場合に改装料は無駄になるということですよ。やはりそういう思いついたようなのでなく長期的に、もし空き店舗があれば当初予算で入れて買収するとか、10年とか、15年の契約で借りるというのであればそこにお金をかけて利用するのが筋だと思うんですけども、ちょっと考えが甘いのかなという感じがするんですけども。その点、どうですか。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

それでは、お答えいたします。

店舗土地の所有者の方と交渉の中で、1年更新ということでのお話がございましたので、1年ごとの契約の中でお願いをしていくということで考えてございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

副町長、今のご意見に何かつけ加えることはないですか。

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今回の、1年につきましては、まずあの場所を案内所といいますか、映画の中ではテンマ屋敷という表現が出ているんですが、そういった位置づけで、実際はあそこではないんですけども、そういった形でやったらどうかという計画を今やっております。それで、その案内所でございますので、ボランティアの方になるか、そういった方々のご協力もいただきながら、案内をする方々にもいてもらうという考え方が一つございます。映画でございますので、期間的にいつまでお客さんが来られるかというものにつきましては、映画につきましてはそんなに、ずっと来てもらえれば結構ですが、その映画だけでということにはなかなか難しいと考えております。それとこれはまだまだ未確定の部分は多いのでございますけれども、宮城大学さんとコラボといい

ますか、これもこの間契約、提携をした中で、やろうということで今進めております。そういった中で、地域の研究フィールドといいますか、そういった中で宮城大学さんとしてそういった場所についてのご要望といいますか、そういったのもあるということでございます。まだまだ決定しているところではないので、正式な話ではないところでございますけれども、そういった形の中で、宮城大学としての一つの研究拠点といいますか、フィールドの、そういった形の使い方もできるのではないかとといった意味合いも一つございます。その内容につきましては、今後詰めていかなくはけませんので、費用の問題とかそういったことについてはまだまだ具体になっているところではございませんけれども、あの場所については、もちろんオーナーさんの意向ということもありますので、こちらだけの考え方というわけにはいかないところでございますが、そういった考え方も、先のものについてあるということで、今考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

ですから、町長、この前4次計画の中でも、そういうふうな今度の映画を機会に、末永く、いろいろな行事等々をやるにしても、あそこの八幡神社の島田飴まつりにしても、長くやるというような、今回企画すると私思っただけですけども、1年単位で、映画が終わればそれで終わりというのじゃなくて、長期的に見れば吉岡宿を末永く広めながらというんならわかるんですけども、1年きりになるか、映画が終わればそれで終わりでは単発的なんですよね。ですから、この前4次計画で、徐々にそういう空き店舗とか、観光とかを見直してもらおうというのであれば、やはりもっと長いスパンでなければ、ちょっとそのときそのときの施策でやられては、やっぱり終わってしまうのかなと思ったものですから。どうせならちゃんとしたものをつくるには私は大賛成ですので。やはりあそこに限らず、もし空き店舗で長期的に貸す、譲っていただけるというところであれば、きっちりそこにしっかりしたものをつくっていかねければ、吉岡の町並みもだんだん衰えていくのではないかとと思うんですがいかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

当然、今回のセブンイレブンのもの、スタート時点におきましてはそういった「利息でござる」ということで入っていくわけでございますけれども、長期的なスパンで考えるというのは当然だと思っております。決して映画だけではなく、これを機会に多くのお客さんに来てもらって、大和町を知ってもらうということもあります。それで、島田飴まつりとかそういったものとコラボしながら、ことしはやっていくということでやっておりますが、映画がなくなったからそれが終わるということではなくて、島田飴とかそういうのがあるわけですし、これを機会にお客さんに来てもらうということですので、そういったつなぎはしていかなければいけないと当然思っております。また、拠点としての場所については、例えば、これも考え方だと思うんですが、店舗の紹介をする、そういったことの場所としても使えるというのもございますし、そういった意味で単発ではなくて、まずスタートとしてこういう形でスタートするけれども、これを広げていくといいますか、そういった考え方は当然持った中で、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。3回、終わったんですけども。

1 1 番 （平渡高志君）

この企画、当初予算で説明しようと思ったと言うんですけども、私の聞き間違いか、総務常任委員会で聞いたんですけども、総務委員会でもこの前の常任委員会に諮っていないんですよ。さっきデマンドタクシー、町民バス等々の件ですよ、やはり常任委員会に、議会に諮る前に、諮ってしなければおかしいんじゃないですか。そういうのを出して了解を得て、議会に出すというのが筋だと思うんですけども。常任委員会の方々もわからない、私もわからない、質問しなければこれ、ただ補正だけ組んで、否決されたらどうするの。補正で通って、そんなに高いならやめろと否決になったらどうなるの、逆転現象になったら。それは甘いですよ考えが。まちづくり課でやるのであれば、しっかりしたものを説明して、これぐらいで賃貸して、これぐらいの期間で、これぐらいの予算で改装しますというならわかりますよ。改装費だけここで上げて、本議会でそんなに高いならいらないと否決されたらどうするんですか。そういうことはよもやないと思ひますけれども、あつた場合どうするんですかという

ことですよ。しっかりした議論をして、前もってそういうことは情報として流してやるべきじゃないですか、何も。全然わからない、どこで土地の契約したのかもわからなかったでしょう、はっきり言って。ですからそういうことはしっかり議会に説明してから、始まっていたきたいと私は思うんですが。まちづくり課長の答弁をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、お答えいたします。

補正予算の説明の中で、当初予算でこういった予算があるという説明が抜けておりまして、大変その点申しわけございませんでした。今後十分気をつけてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。13番高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

1点だけ、お尋ねします。9ページ、同じく企画費の、その下7の電子計算費の12節の役務費で、説明で体育館とのネットを終了するというような説明いただいたんだけれども、詳しく教えてください。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、お答えいたします。

体育館のほうで、職員がいなくなりまして、その職員がいなくなったことによりましてそこに職員用の端末を置いておきますと、情報の漏えいにもつながりますし、そういう関係上全く端末を引き上げたと理解していただければいいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

13番高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

わかりました。反対にそれによって不便だとか、言ってみれば指定管理者の連絡調整が、それにかわるものが不備なく情報交換だとか、そういったものができるということと理解していいんですか。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

先ほど言ったとおり、情報の漏えいを遮断するという意味もありますし、あと、指定管理者になりましたので、向こうでパソコンを準備して、向こうのみの関係の処理をしております。さらに、通信に当たりましてはファクスなりメール等で行っておりますので、今のところ支障はないと思っております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 （大須賀 啓君）

日程第21、議案第20号 平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第21号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第22、議案第21号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第22号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第23、議案第22号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「議案第23号 平成27年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第24、議案第23号 平成27年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「議案第24号 平成27年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第25、議案第24号 平成27年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「議案第25号 平成27年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第26、議案第25号 平成27年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27「議案第26号 平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第27、議案第26号 平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28「議案第27号 平成27年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第28、議案第27号 平成27年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とし

ます。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29「議案第28号 平成27年度大和町農業集落排水事業特別会計
補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第29、議案第28号 平成27年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30「議案第29号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会

計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第30、議案第29号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31「議案第30号 平成27年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第31、議案第30号 平成27年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。再開は午後1時とします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第32「議案第31号 平成28年度大和町一般会計予算」

日程第33「議案第32号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第34「議案第33号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第35「議案第34号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第36「議案第35号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第37「議案第36号 平成28年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第38「議案第37号 平成28年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第39「議案第38号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第40「議案第39号 平成28年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第41「議案第40号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第42「議案第41号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第43「議案第42号 平成28年度大和町水道事業会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第32、議案第31号 平成28年度大和町一般会計予算から日程第43、議案第42号 平成28年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

それでは、議案第31号 平成28年度各種会計予算及び予算に関するご説明を申し上げます。別冊となっております平成28年度各種会計予算及び予算に関する説明書並びに薄いつづりになっております、議案第31号関係資料（一般会計当初予算）四角い箱で5段ほどに記載してある財政課の資料も一緒にご用意をお願い申し上げます。

それでは、白表紙の、平成28年度各種会計予算に関する説明書の1ページをお願い申し上げます。

議案第31号 平成28年度大和町一般会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出それぞれ109億2,400万円と定めるものでございます。

第2条におきましては債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載してございます。

第3条は地方債でございます。平成28年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めてございます。

第4条は一時借入金でございます。最高額は3億円と定めるものでございます。

第5条は歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項款の流用は禁じられているところでございますが、人件費に限りまして款項の流用を認めるという規定でございます。

それでは、8ページをお開きをお願いいたします。

8ページにつきましては、第2表でございます。平成28年度に起こすことができます債務負担行為を定めてございます。

上から順にご説明申し上げます。

1つは、OCR（光学読取装置）賃貸借であります。期間につきましては平成29年度から平成33年度までで、限度額につきましては1,285万円でございます。

2つ目は、固定資産税に係ります航空画像撮影、写真図、土地家屋現況図異動修正業務委託について定めたものでございます。期間につきましては平成29年度中で、限度額81万7,000円であります。

3つ目は、農業振興地域整備計画変更業務委託でございます。期間につきましては平成29年度中で、限度額555万6,000円でございます。

4つ目は、中小企業振興資金損失補償について定めたものでありまして、期間につきましては10年間、限度額は373万円でございます。

5つ目は、学校ICT環境整備事業（その2）であります。期間につきましては5

年間でございます。限度額は2,073万円でございます。

6つ目は、学校給食用機器借上でございます。期間につきましては6年間で、限度額は1,902万3,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては、28年度に起こすことができます地方債の内訳でございますが、まず初めに災害援護資金貸付金として510万円、水道会計出資金として330万円、それから、国の財政対策といたしまして、臨時財政対策債の発行により一部財源不足を穴埋めするというので4億円を見込んでございます。合計で4億840万円といたしてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

ページ飛びまして、12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

初めに、町税でございますが、町税につきましては、当初段階での年間見込額について計上いたしたところでございます。町民税の個人の部分は、約1億1,122万円の増加、法人の部分も約2億876万円の増加といたしたところでございます。固定資産税につきましては、誘致企業に対しましての減免措置等がございますが、償却資産の伸び、新築住宅の増加等を見込みまして約4,023万円の増加を見込んだところでございます。

13ページをお開きをお願いいたします。

国有資産等所在市町村交付金でございますが、公共団体が所有しております行政執行に用いていない部分につきましては、固定資産税率と同率の1.4%での交付があるものでございます。対象資産ごとに記載しております。ご参照お願いしたいと思います。

続きまして、中段、軽自動車税でありますけれども、税率の変更などの伸びを見まして、約1,176万円の増加を見込んでおります。

下段、町たばこ税につきましては、3億1,200万円の計上でございます。

14ページをお願いいたします。

1款5項1目入湯税につきましては、前年度同額の計上でございます。

1款6項1目の都市計画税につきましては、税率0.2%でありまして、2億1,868万円余りの計上となっております。なお、この都市計画税と入湯税につきましては、目的税でありますので、その用途を周知する必要がございますので、若干説明をさせていただきます。

別冊で用意しております議案第31号関係資料一般関係当初予算財政課というのを

開き願います。

1 ページでございます。

平成28年度の都市計画税につきましては、2億1,868万3,000円でございますが、28年度実施の3事業にそれぞれ充当を予定いたしております。この3つの事業につきましては、表の中段でございます、コミュニティ施設整備事業、その下段、下水道事業特別会計繰出金、公債費としての都市計画事業分というようなことで、それぞれの金額、3事業分合計いたしまして、上から3段目になります、8億1,593万6,000円でございます。これらの事業の充当を見ますと、充当割合は合計で26.8%というような形で対応いたそうというものでございます。

続きまして、その下段、2番目の入湯税でございます。28万円の予算計上でありま
す。入湯税充当事業につきましては、町の観光物産協会への補助金150万円に充当を見込むものでございます。

事業に対します充当割合は18.7%という形になってございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

この2ページの資料につきましては、消費税率引き上げ分につきましては、社会保障政策に要する経費に充てるものとされており、市町村には地方消費税交付金として交付されているものでございます。本町では、宮城県の試算により示された地方消費税交付金（社会保障財源化分）であります。1億9,500万円につきましては、おのこの項目、予算科目、経費、特定財源、そして一般財源中の引き上げ分として項目ごとにあらわしておるものでございます。

社会福祉費といたしましては、民生費の社会福祉費、児童福祉事業に、社会保険関係は民生費の社会福祉費へ、保健衛生費は衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当しております。これらの当初予算額に対しましての充当割合は5.7%というような形で対応となっております。

次の、3ページにつきましては、地方交付税の推移という形の推移をあらわしているものでございます。

4ページにつきましては、地方債の償還計画ということで、年次別のものをグラフにしたものでございます。

5ページにつきましては、普通会計に属します基金につきましては、6ページにつきましては、これ以外の普通会計以外のものにつきましては、国保会計あるいは財産区というような形のものにつきまして記載したものでございます。

7ページにつきましては、平成28年度の一般会計の款別、節別の集計の資料を添付

してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

それでは、再度、事項別明細書の14ページのほうにお戻りをお願いいたします。

中段から下、地方譲与税であります。地方譲与税から15ページの9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、国の相対的な予算編成の見込みや27年度実績見込み、県の試算で予算の計上しているものでございます。

15ページ、下段のほうをごらんいただきます。

10款1項地方特例交付金につきましては、国の制度等に改正があった場合の地方の負担をある程度カバーするというような制度でございまして、不確定な要素がございしますが、平成27年度実績見込みによりまして前年と同額1,300万円の予算計上いたしたところでございます。

11款地方交付税につきましては、普通交付税で12億5,900万円、特別交付税で1億7,000万円、さらに東日本大震災復興特別区域法に基づく固定資産税減免分に対しまして交付されます震災復興特別交付税としまして、1億4,545万1,000円を見込んだところでございます。

16ページであります。

12款交通安全対策特別交付金につきましては、27年度の実績見込みから、前年度より20万円減額の420万円といたしたところでございます。

13款1項1目民生費分担金及び2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対しまして保護者の負担分を見込んだものでございます。

2項負担金1目民生費負担金1節老人福祉費負担金の老人措置費につきましては、特別養護老人ホーム施設等への措置分、2節児童福祉費負担金の保育所運営費につきましては、もみじヶ丘保育所、菜の花保育園、すぎのこ保育園、杜の丘保育園の4つの施設の利用料として保護者より負担をいただく部分の計上でございます。

14款1項使用料につきましては、町の施設につきまして条例規定によります使用料収入を見込んでおるところでございます。使用料全体といたしましては、27年度の実績見通しなどにより、350万円ほどの減額を見込んでおります。

17ページをお願いいたします。中段以下でございます。

14款2項手数料につきましては、各種手数料の収入見込み額につきまして計上したものでございます。

18ページでございます。

15款国庫支出金の1項1目1節保健基盤安定負担金につきましては、国庫会計へ繰り出しとして支出する予定のものでございます。2節の障害者援護費負担金につま

しては、2億1,552万8,000円を見込むものであります。3節につきましては、児童手当負担金であります。4節児童福祉費負担金につきましては、菜の花保育園、すぎのこ保育園、杜の丘保育園の運営費国庫負担分及び未熟児養育医療費等の負担金でございます。

1項2目教育費国庫負担金であります。1節中学校負担金は、宮床中学校大規模改修事業の国庫負担金であります。

15款2項の国庫補助金につきましては、おのおのの事業展開等によります補助金の計上を行ったところでございます。

1目総務費国庫補助金につきましては、1節無線放送施設整備補助金につきましては、防災行政無線放送施設整備事業に対しまして防衛省所管補助金を見込むものでございます。

2節電子計算費補助金は、社会保障税番号制度システム整備に要します補助金を見込むものでございます。

2目1節障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業費及び障害程度区分認定等事業費に対します補助金であります。

2節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援事業といたしまして、一時預かり事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業、乳幼児家庭全戸訪問事業等に対します補助金であります。

3目衛生費国庫補助金は、保健衛生費補助金でありまして、がん検診受診率向上を図るために実施する事業費補助金でございます。

4目農林水産業費国庫補助金は、農業基盤整備促進事業として大角地区ため池整備事業に対します補助金でございます。

5目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金は、橋りょう点検事業に対します補助金でございます。

19ページをお願いいたします。

2節社会資本整備総合交付金は、都市再生整備計画事業に要します事業費補助金でございます。

6目消防費国庫補助金は、木造住宅耐震診断士派遣事業費及び木造住宅耐震工事助成事業等に係る国庫補助金でございます。

7目教育費国庫補助金は、私立幼稚園就園奨励費補助金等に対します国庫補助金等でございます。

8目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、8,000万円を見込んだところでございま

す。

19ページ下段になりますが、15款3項委託金であります。おのおの国からの委託事業に要するものとしての計上となっております。

16款県支出金1項の県負担金であります。1目1節保険基盤安定負担金、2節障害者援護負担金、3節児童手当負担金につきましても、国と同様の内容で、負担率の違いでの負担となっております。

20ページでございます。

2項県補助金につきましては、制度的なものあるいは予算補助という形での計上となっております。

1目総務費県補助金は、消費者行政推進に要します補助金であります。

2目民生費県補助金は、老人クラブ助成費等の社会福祉費補助金、2節障害福祉費補助金は、地域生活支援事業に要します補助金、3節児童福祉費補助金は、乳幼児医療費、母子父子家庭医療費、心身障害者医療費の助成に対します補助金及び放課後対策事業費、子ども・子育て支援事業に要します補助金でございます。

3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金は、健康増進事業等の保健事業に対します補助金であります。

4目農林水産業県補助金の1節農業費補助金は、農業委員会交付金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払推進交付金事業等の農政推進に要します補助金であります。2節林業補助金は、森林病虫害等防除事業に要します補助金でございます。

5目消防費県補助金は、住宅建築物耐震改修事業等に要します補助金であります。

次に、20ページから21ページにかけて、6目であります。市町村振興総合補助金は、メニュー化されました県補助金であります。本年度は、20ページの下段から21ページにかけて11事業で合計1,123万5,000円を見込んだところでございます。

21ページでございます。

7目みやぎ環境交付金につきましては、防犯灯の設置工事等に要します補助金でございます。緊急雇用創出事業補助金につきましては、事業の完了で計上いたさないところでございます。

16款3項委託金につきましては、それぞれ県からの委託内容に伴いまして計上いたしましたものでございます。

1目2節徴税费委託金につきましては、県税取扱費で4,000万円を見込んだところでございます。

3目3節社会教育費委託金は、放課後子ども教室と協働教育プラットフォーム事業の

委託金を見込むものでございます。

次に、22ページでございます。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入につきましては、雇用促進住宅等の貸し付けの内容等で計上いたしたものでございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金利子の計上でございます。

17款2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入は、科目設定のみでございます。

18款寄附金につきましても、それぞれの費目での科目設定となっております。

23ページであります。

18款1項4目ふるさと寄附金につきましては、28年度より返礼品の送付を実施することといたしまして、年度当初では寄附金50万円を見込んだところでございます。

19款1項特別会計繰入金につきましては、町内3つの財産区からの事務費及び事業費繰り入れと国民健康保険事業特別会計からの繰入金でございます。

19款2項基金繰入でございます。財政調整基金から7億7,000万円、まちづくり基金から5億1,100万円、東日本大震災復興基金繰入といたしまして937万5,000円、防衛施設周辺整備調整交付金から8,300万円、長寿社会対策基金から1,000万円、学校校舎建設基金から8,000万円をそれぞれ本年度事業執行のため、計上いたしているところでございます。

次に、24ページでございます。

20款繰越金であります。前年同様額に当初想定額といたしまして3,000万円を措置いたしたところでございます。

21款1項延滞金、加算金及び科料につきましては科目設定でございます。

2項町預金利子は、歳計及び歳計外現金の利子収入でございます。

3項貸付金元利収入は、1目民生費貸付金元利収入につきましては、東日本大震災によります災害援助資金の償還金を措置するものであります。

2目商工費貸付金元利収入は、中小企業振興資金の預託金分であります。

土木費貸付金元金収入は、大和流通株式会社の貸付金の償還金償還により計上いたさないものでございます。

4項受託事業につきましては、1目教育費受託事業収入は、県スポーツ振興財団らの自転車競技場管理受託事業収入でございます。

2目農業費受託事業収入は、農地中間管理機構より管理機構業務に対します受託収入であります。

5項雑入の主なものにつきましては、次のページになります、25ページでございま

す、1目2節給食費納付金、失礼いたしました、24ページの最下段からでございます。
1億2,449万8,000円を計上いたしましたところでございます。

25ページでございます。

2目1節場外車券売場交付金につきましては、売上金の0.5%という納付割合で計上いたしましたものでございます。

3目雑入中、県の環境事業公社から小鶴沢処理関連事業費といたしまして5,650万円を見込んでおります。

同じく雑入中、光ファイバーケーブル貸付料ということで409万2,000円を見込むものでございます。

下段、22款町債につきましては、先ほど議案説明で申し上げましたとおりでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、26ページからの歳出についてご説明申し上げます。

議会費でございます。1款1項1目議会費につきましては、議会運営に要する1年間分の費用を計上しておるものでございます。

1節報酬は、議員18名の報酬でございます。

2節給料は、職員3名分の給料でございます。

3節職員手当等、職員の各種手当と議員18名の期末手当でございます。

4節共済費は、職員と議員の共済組合会負担金でございます。

以下、各款項目の2節から4節までの人件費関係につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

8節報償費は、小・中学校児童・生徒の議会だよりへの寄稿謝礼でございます。

9節旅費は、会議等出張の費用弁償及び各常任委員会等の研修費等の旅費でございます。

10節交際費は、議長交際費を計上しております。

11節需用費につきましては、議員改選に伴う作業着等の更新及び議会だより発行印刷製本費でございます。

12節役務費は、議員改選に伴う議席の表中の修正及び通信運搬費として議員通信等切手代でございます。

13節委託料は、会議録作成の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、常任委員会等の研修視察の際の高速道路の通行料でございます。

18節備品購入費につきましては、事務室用応接セットの購入費用でございます。

次のページになります。

19節負担金補助及び交付金は、県及び宮黒町村議会議長会、全国市議会議長会基地協議会等への負担金並びに政務活動費でございます。

次に、2款総務費に入ります。

1項1目一般管理費につきましては、一般管理費のほか職員の厚生費、職員の研修及び公用車管理等に要する経費を計上しております。

1節報酬につきましては、区長62名分、産業医1名に要する経費報酬でございます。
28ページになります。

8節報償費は、顧問弁護士への報償金のほか、退任区長への記念品代等に要する経費でございます。

9節旅費につきましては、職員の研修旅費、区長の費用弁償、町長の企業誘致活動、特別職等報酬審議会費用弁償等に要する旅費でございます。

10節は町長交際費で、前年度同額を計上しております。

11節事務用品、消耗品でございます。コピー代、新聞購読代、図書の購入代、公用車の燃料、区長会等のお茶代でございます。

12節役務費につきましては、携帯電話通話料、公用車の損害保険料、ボランティア保険、衛生管理者の申請手数料、宮城大学履修生の選抜の手数料等に要する経費でございます。

13節につきましては、職員の健康保険に係る各種健診委託料のほか、区長配達業務委託料及び県公平委員会事務局の委託料などでございます。

14節につきましては、現行日本法規のCD-ROMの使用料及び有料高速道路の通行料等であります。

19節黒川地域行政事務組合の管理運営費や宮城黒川地方町村会、次のページにしまして、県市町村自治研修センター運営負担金等の負担金であります。

23節につきましては、償還金利子及び割引料は、権限移譲事務交付金の平成27年度実績によります返還金でございます。

次に、2目文書広報費につきましては、文書管理、広報広聴等に要する経費であります。

1節につきましては、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員それぞれ5名の報酬でございます。

8節につきましては、広報研修委員会研修及び、宮城大学学生広報記事作成謝礼、広報モニターへの謝礼としての図書カードの購入代等でございます。来年度、宮城大学生に広報を作成してもらうような考えであります。

9節につきましては、職員の研修旅費及び情報公開審査会等の開催に伴う委員の費用弁償を計上しております。

11節は広報たいわの印刷費でございます、1ページ98円の32ページ、11,500部を考えております。もう一つは例規集のデータの更新料及び追録、町民懇談会等の茶代の消耗品費でございます。

12節につきましては、郵便後納料金、電話料金及びインターネット接続料金等でございます。

14節につきましては、印刷機、ファクシミリ及び条例システムの機器借料でございます。

15節につきましては、シンボルタワーが経年劣化しておりまして、今危ない状態になっておりますので、その撤去費用を考えております。

19節につきましては、日本広報協会への負担金でございます。
以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

引き続き、3目財政管理費でございます。

こちらは、財政事務に要する経費の計上でございます。

30ページをお願いいたします。

8節報償費につきましては、入札監視委員会5名で2回開催の予定でございます。

あわせまして、ふるさと寄附金の返礼品の購入に要する費用の暫定的な計上といたしまして、25万円を積算計上したところでございます。返礼品につきましては、寄附金のおおむね40%程度の購入金額といたしておるところでございます。なお、納入状

況等によりまして追加の措置をお願いするようになるかと考えておるところでございます。

11節需用費につきましては、図書代、コピー等の消耗品、予算・決算時の成果書の印刷製本経費を計上いたしましたところでございます。

12節役務費といたしましては、返礼品の運送料とふるさと納税関係のインターネットのポータルサイトに対します広告料を計上したところでございます。

19節につきましては、地方財務協会全国森林環境税創設促進連盟への負担金であります。

25節積立金につきましては、財政調整基金以下の6つ基金につきまして、利子の積み立てを地方自治法241条の規定により計上したものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

会計管理者兼会計課長佐藤三和子君。

会計管理者兼会計課長（佐藤三和子君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

会計一般管理費として、会計事務に要する経費を計上してございます。

11節需用費の主なものとしましては、消耗品としてコピー料金、伝票用紙の購入に要する費用など、印刷製本費につきましては、決算書、請求書、封筒などの作成に要する費用でございます。

次に、12節役務費につきましては、通信運搬費として電話料金を、手数料といたしまして交付金口座取扱手数料、もみじヶ丘出張所からの集配手数料などを計上してございます。

18節備品購入費につきましては、書類保管庫分として計上してございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

5目財産管理費でございます。

この費目につきましては、吉岡コミュニティセンター管理費、吉田コミュニティセンター管理費、鶴巣防災センター管理費、公用車管理費、普通財産管理費、庁舎管理費、（仮称）大和町南部コミュニティセンターの完成後の引き渡しから、平成29年4月の開館までの維持管理費用を計上いたしましたところでございます。

7節賃金につきましては、吉田コミュニティセンターの事務補助員、鶴巣防災センターの巡視員等の賃金でございます。

11節につきましては、次のページ、31ページに引き続いてでございますが、公用車並びに庁舎関係の消耗品。燃料費につきましては財政課で管理いたしております公用車・供用車14台分燃料費。光熱水費につきましては、庁舎等3施設の電気料金並びに上下水道料金の計上でございます。

修繕料につきましては、公用車、庁舎や施設の破損修繕等を計上いたしましたものでございます。

31ページ、引き続きます。

12節役務費につきましては、通信運搬費につきましては、役場全体と各種施設の電話料。手数料につきましては公用車のタイヤ交換費用ほかを計上いたしましたところでございます。

火災保険料につきましては、庁舎及び各施設の火災保険料、自動車損害保険料につきましては、公用車・供用車分の自賠責並びに任意保険の計上でございます。

13節委託料につきましては、役場庁舎の管理業務や児童館跡地、旧大平児童館、旧報恩寺児童館の跡地の管理業務を地域をお願いしておりますので、その委託にかかわる部分並びに町有地の刈り払い、3つの施設の管理委託業務、町有地の刈り払い作業の委託、役場敷地内の植栽剪定等についての経費をまとめて計上いたしましたものでございます。

平成28年度に新たに委託する業務といたしましては、公共施設等総合管理計画策定業務委託に要する経費といたしまして993万6,000円をあわせて計上いたしましたところでございます。

また、役場庁舎管理委託業務につきましては、28年度から3カ年の契約の切り替え時期となっておりますことから、設計額の満額1,800万円を計上したところでございます。なお、この委託料につきましては、別冊の財政課の資料でございます平成28年度予算に関する説明書のうち、委託料の内訳といたしまして全ての委託料の明細と記載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、14節使用料及び賃借料であります。土地使用料につきましては旧N T T施

設の借上料部分について計上をいたしたところでございます。

車借上料につきましては、公用自動車のリース代、並びにテレビ聴取料につきましては、庁舎内にごございます20台分の聴取料でございます。

次に15節工事請負費につきましては、吉田コミュニティセンターの屋根の修繕工事、同じく集会室のエアコン設置工事、音響設備の更新工事を措置いたしましたものでございます。鶴巣防災センターにつきましては、集会施設のエアコン設置工事、音響設備の更新工事、トイレの改修工事を要する経費を計上いたしましたものでございます。

17節公有財産購入費は、吉岡まほろば二丁目区民会館用地の購入費と、吉岡柴崎地内の公共物水路の代替地といたしまして、原因者負担でつけかえをしていただきました水路の面積の差分の土地の購入費を計上したものでございます。

18節備品購入費につきましては、公用車の供用車中、職員のみではなくて一般町民の方も乗車することを許可しておる10代分のドライブレコーダーの購入を新規に計上したものでございます。当面10台分よりスタートして、状況を見ながら拡充を図ってまいり、検討してまいりたいと考えております。当面10台分の購入として予算措置したものでございます。

19節負担金につきましては、記載2団体への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、宮床財産区の基金運用といたしまして、庁舎の用地取得の際、並びにリサーチパークの代替地の取得の際の費用についておのおの定められた内容で元金の繰り入れ部分を措置したものでございます。あわせまして利子部分につきましても協定の利率により残金に乘じまして算出したものでございます。

27節公課費につきましては、今年度車検となります4台分の計上を行ったところでございます。

以上であります。

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

続きまして、6目企画費でございます。

企画費は企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、地域活性化事業費、町民バス運行事業費、金取地区地域振興事業費、通学費助成事業に要する費用でございます。

1 節報酬につきましては、総合計画審議会委員への報酬でございます。

32ページをお願いします。

職員手当等につきましては、5月上旬から6月上旬にかけて、王城寺原演習場で行われます米軍実弾射撃移転訓練の際の日直業務及び騒音測定業務に係ります時間外勤務手当でございます。

8 節報償費につきましては、地域公共交通会議委員への謝金、映画上映によります旧セブンイレブン上町店に開設します案内所のガイドへの謝金、宮城大学との連携事業によりますまちづくりアイデアコンテスト参加学生への謝金及び優秀提案者への賞品、（仮称）大和町南部コミュニティセンター愛称選考委員への謝金及び優秀提案者への賞品。

9 節旅費につきましては、総合計画審議会委員への費用弁償でございます。

11 節需用費につきましては、各種事業のコピー代、（仮称）大和町南部コミュニティセンター開所のための所要品代等の消耗品代、町民バス3台のタイヤ代、米軍実弾射撃移転訓練の際の公用車ガソリン代、各種会議のお茶代、見直しを行いました総合計画書の印刷代、旧セブンイレブン上町店に開設します案内所の電気水道代、町民バス3台分の修理料及びテレビ共同受信施設修繕料でございます。

12 節役務費につきましては、もみじヶ丘出張所から（仮称）大和町南部コミュニティセンターへの電話回線移設・増設に要する費用、（仮称）大和町南部コミュニティセンターの建築確認申請完了検査手数料、黒川地域行政事務組合から要望がありました町道台ヶ森線チェーン着脱場整備のための用地取得に伴います不動産鑑定手数料、テレビ共同受信施設の火災保険料、町民バス3台分の自賠償保険料でございます。

13 節委託料につきましては、光ファイバー網の保守業務委託料、テレビ共同受信施設点検業務委託料、町民バス・デマンドタクシー運行業務委託料、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建築工事施工管理業務委託料、町道台ヶ森線チェーン着脱場整備に係ります測量設定業務委託料、映画上映によります案内所での受付業務委託料でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、映画上映によります案内所としての旧セブンイレブン上町店の賃借料、町民バス運行の際の緊急時代車借上料、光ファイバー網の電柱共架料及びN T T施設使用料でございます。

15 節工事請負費につきましては、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建築工事費、テレビ共同受信施設共架線移設工事費でございます。

17 節公有財産購入費につきましては、町道台ヶ森線チェーン着脱場整備に伴います

用地取得費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会ほか11団体への負担金でございます。

32ページをお願いいたします。

補助金としまして、まちづくり活動推進会ほか3団体への補助金及び高等学校通学費助成事業補助金でございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建築工事に伴います電柱移設費用でございます。

25節積立金につきましては、防衛施設周辺整備調整交付金事業基金の預金利子でございます。

27節公課費につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

次に、7目電子計計算費についてでございますが、電子計算費は各種電算機器及び各種システムの管理運営に要する経費でございます。

11節につきましては、電算関係消耗品、多くの消耗品とそのほかコンピュータウイルス対策ソフトの更新料でございます。

12節につきましては、インターネットの接続料、データ通信光回線網の通信料、本庁と出先機関を結ぶ回線の通信使用料等でございます。

13節につきましては、電算業務処理に伴う総合行政情報システムといたしまして、社会保障・税番号制度の対応、各種電算の保守委託料、各種電算システム運用に伴う保守業務であります。これはソフトウェアの保守業務の委託料でございます。あわせて（仮称）大和町南部コミュニティセンターへのシステムへの移設委託料でございます。

14節につきましては、住民基本台帳システム、財務会計システム、人事給与システムなどの情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の借上料及び税務システムや職員用パソコン等の借り上げに要する経費であります。

19節負担金につきましては、県高度情報化推進協議会及び市町村電子申請システム

共同利用負担料並びに中間サーバープラットフォーム利用に係る負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

8目出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営経費を計上したものでございます。

主なものとしまして、11節需用費は、プリンター用トナー代など。

12節役務費は本庁との窓口証明のための通信費。

13節委託料は、レジスターの点検料。

14節使用料は、テレビの聴取料でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、34ページでございますが、次に、9目交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費でございます。

1節につきましては、交通安全指導員28名分の報酬でございます。

9節につきましては、交通安全指導隊員の出勤手当でありまして、実績見積を延べ1,000回分を計上しております。

11節につきましては、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用パンフレット代、交通安全指導員の装備用品代、春の新入生用の黄色い帽子購入等に要する経費でございます

12節につきましては、交通安全指導員に係ります交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料などでございます。

19節につきましては、町の交通安全推進協議会及び郡の交通安全推進連絡協議会への負担金であります。

次に、10目の無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災無

線放送機器の管理運営に要する経費でございます。

11節につきましては、防災無線子局の電気料及び修繕代等でございます。

12節につきましては、黒川消防本部との専用回線の使用料でございます。

13節につきましては、防災無線放送設備及びJアラート機器の年間保守点検委託料でございます。

14節につきましては、長者館山再送信局管理用通路の土地の借上料でございます。

19節は、電波利用料になります。

次に、11目女性行政推進事業費についてでございますが、男女共同参画推進プランに基づく事業の推進に要する経費でございます。

1 節報酬につきましては、男女共同参画推進審議会委員10名分の報酬であります。

8 節につきましては、男女共同参画推進リーダー研修会講師謝礼でございます。

9 節につきましては、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、事務用品の消耗品、啓発用パンフレットの印刷製本代と会議における茶代等でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

次に、12目消費者行政推進事業費につきましては、消費生活相談員を配置した窓口の開設及び消費生活講座開催に要する経費でございます。

7 節につきましては、消費生活相談員1名分の賃金であります。週1回月曜日に出勤していただいております。

11節、消費生活啓発用品購入代及び啓発用リーフレット作成等に要する経費でございます。

14節につきましては、消費生活講座の移動研修会の際のバスの借上料並びに有料道路通行料でございます。

19節につきましては、縣市町村消費生活相談員連絡協議会の負担金でございます。

次に、13目無線放送施設整備費につきましては、現在の防災行政無線を更新し、新たにデジタル化した無線放送設備を設置するものであります。設置工事につきましては、平成26年度から28年度までの3年間で全てデジタル化に更新するもので、平成28年度は最終の年度となります。移動統制局1局、移動基地局3局、移動局42局を整備するものでございます。

9 節につきましては、材料検査に係る旅費でございます。

11節は、事業用品等の消耗品でございます。

12節につきましては、無線局免許申請の手数料でございます。

13節につきましては、工事に係る施工管理業務委託でございます。

15節につきましては、防災無線施設整備の工事の費用でございます。

次に、14目諸費の総務課分に関係する部分だけでございますが、説明を申し上げたいと思います。内容につきましては、人権相談、行政相談及び町政功労者の表彰などに要する経費を計上しております。

1節につきましては、表彰審査委員会委員6名分の報酬でございます。

8節につきましては、結婚アドバイザーの謝礼、人権擁護講習会講師謝礼、児童虐待防止後援会謝礼、人権ポスターコンクール参加費用及び町政功労者表彰者感謝の言葉への記念品代でございます。

9節は、結婚アドバイザー研修旅費及び表彰審査委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、人権啓発用品購入代、婚活及び表彰式で使用される消耗品や式次第の印刷代、相談員の食事代等でございます。

次に、12節につきましては、表彰式への案内、婚活イベントはがき代及び全国町村会総合賠償保障保険等への加入料金でございます。

次に、13節になりますけれども、婚活イベントの委託料、事前セミナー等への委託料でございます。

15節工事請負費になりますけれども、これは吉岡地区内に予定しております防犯カメラの2基の設置工事でございます。

次に、19節につきましては、山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか6団体の負担金及び大和町防犯協会、鶴巣地域振興協議会の補助金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

同じく35ページ、14目諸費でございますが、一番上の財産区地域振興費及びコミュニティ施設費が財政課の所管の分でございますのでご説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床地区駐車場用地の借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、補助金の七ツ森観光協会から、下から3番目、落合児童館母親クラブまでが宮床地区、吉田地区、落合地区の各財産区から

の繰り入れを受けまして、地域振興に要する経費として補助を予定しているものでございます。

下から2番目が、地区集会施設建設事業費1,207万3,000円ではありますが、まほろば二丁目区民会館建設事業に対する補助金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

同じく14目諸費になります。自衛官募集の事務費6万2,000円でございます。

9節旅費1万3,000円、11節需用費1万円、12節役務費9,000円で、これらが自衛官の募集事務の経費となっております。

それから、19節補助金3万円につきましては、自衛隊父兄会への補助金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

同じく、14目諸費のうち、防犯対策費に関する都市建設課所管分の防犯灯の維持管理及び設置の経費について説明いたします。

11節需用費の光熱水費及び修繕料につきましては、防犯灯2,439基の電気料及び修繕に要する費用でございます。

15節工事請負費につきましては、みやぎ環境交付金事業による防犯灯更新、交付金438万4,000円をもって実施するもので、既存の防犯灯130基について長寿命用の省エネタイプのLEDの防犯灯に切りかえに要する費用であります。また、防犯灯の新設につきましては、電柱への添架が10基、独立柱の設置が2基、合わせて12基のLED防犯灯の設置に要する費用であります。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長三浦伸博君。

税務課長 (三浦伸博君)

続きまして、2款2項徴税費でございます。

1目税務総務費につきましては、税務事務の管理経費及び税務一般に要する経費を計上いたしております。

1節報酬及び9節旅費につきましては、総務課で所管をいたしております固定資産評価審査委員会の委員3名分の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、事務消耗品、税務証明書用紙の印刷代等でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして仙台北税務署管内地区税務協議会、資産評価システム研究センター、宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。

また、補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会及び仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、38ページ、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、申告相談事務、土地家屋の評価事務及び徴収事務等に要する経費を計上いたしております。

4節共済費及び7節賃金につきましては、給与支払い報告書整理、申告相談事務補助員及び収納に係ります事務嘱託員の社会保険料及び賃金でございます。

8節報償費につきましては、口座振替推進キャンペーン用記念品等、さらには納税貯蓄組合に対します完納報償金等でございます。

9節旅費につきましては、納税貯蓄組合連合会研修会に要します経費でございます。

11節需用費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の納税通知書等の印刷及び徴収事務に係ります督促状、催告書の印刷代、事務用品、公用車の燃料代等の経費でございます。

12節役務費につきましては、納税通知書等の通信運搬費、さらには口座振替、差し押さえ不動産鑑定手数料等でございます。

13節委託料につきましては、町県民税、家屋評価システム、滞納管理システム保守業務及び評価がえ不動産鑑定評価業務等並びに航空画像撮影によります異動修正業務等に要する経費を計上いたしてございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、固定資産管理システム、滞納管理システムの借上料及び地方税電子申告支援システムのサービスの利用料等に要します計上でご

ございます。

18節備品購入費につきましては、徴収業務用デジタルカメラの購入経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、町民税、固定資産税等の税額の修正等によります過年度の還付金及び加算金を計上してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、町民生活課窓口での各種諸証明、手続等に要する経費でございます。

39ページをお願いいたします。

11節需用費は、各種申請書及びコピー代などでございます。

12節役務費は電話料、ファクス回線使用料、はがき代などでございます。

13節委託料は、戸籍総合システム保守料及びレジスターの管理料でございます。

14節使用料は戸籍総合システムの借上料でございます。

19節負担金は、県戸籍住基事務協議会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時11分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、39ページの中段から説明させていただきます。

2款4項1目選挙管理委員会費について説明申し上げます。

1節及び9節につきましては、選挙管理委員4名分の報酬及び費用弁償でございます。

11節につきましては、参考図書等の購入費用でございます。

次に、2目選挙啓発費につきましては、8節報償費は選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代、9節旅費につきましては選挙啓発の研修会の費用弁償でございます。

14節につきましては、その際の駐車場使用料でございます。

40ページをお願いいたします。

3目参議院議員選挙執行費は、今年の7月25日に任期満了となります参議院議員通常選挙の選挙事務に要する経費を計上しております。

1節につきましては、選挙管理委員会費、投開票立会人の報酬でございます。

7節は、選挙広報配布作業員の賃金等でございます。

8節につきましては、ポスター掲示場設置使用料の謝礼でございます。民地29カ所にポスター掲示場をつくりますので、その御礼でございます。

9節につきましては、投開票事務立会人の費用弁償でございます。

11節につきましては、投票所入場券の印刷代及び選挙事務に関する消耗品や選挙の投票所におけるお茶代等でございます。

次に、12節につきましては、投票所入場券の郵送代でございます。

13節につきましてはポスター掲示場設置の委託料、期日前及び当日システム委託料、投票用紙計算機の保守点検料などでございます。

14節につきましては、投票所の会場の借上料、投票箱送致用タクシーの借上料及び開票用備品の借上料でございます。

18節につきましては、開票分類機スタッカーの購入費用でございます。

4目大和町土地改良区総代選挙執行費につきましては、10月8日に任期満了となることにより選挙事務に要する経費を計上しておるものでございます。

1節につきましては、選挙管理委員会並びに投開票立会人等の報酬でございます。

9節につきましては、投開票立会人の費用弁償。

11節につきましては、当選証書、入場券等に要する消耗品代等でございます。

12節につきましては、投票所入場券の郵送料等でございます。

41ページをお願いいたします。

次に、5項1目統計調査費につきましては、6月1日に調査基準日となります経済センサスが実施されるものでございます。また工業統計実施のために準備等に要する経費を計上しております。

1節につきましては、経済センサス活動調査員指導員2名、調査員14名の報酬でございます。

8節につきましては、経済センサス活動調査協力者の謝礼等でございます。

9節につきましては、統計調査員の費用弁償でございます。

11節につきましては、統計調査に要する事務の消耗品代等でございます。

12節につきましては、調査員事務連絡等によります郵便料及び電話料金でございます。

19節は、県統計調査課への負担金並びに大和町統計調査協議会への補助金であります。

次に、6項1目監査委員費につきましては、監査委員2名、職員1名によります年間の監査に要する経費を計上しております。監査は、例月出納検査、随時検査、定期検査、決算審査、財政援助団体等への監査を予定しております。これらの監査に要する年間の経費を計上しております。

1節及び9節は、監査委員2名分の報酬及び費用弁償でございます。

11節は、関係する関係図書の購入代等でございます。

19節につきましては、宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

42ページ、民生費の3款1項1目社会福祉総務費でございます。

社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及び民生委員協議会、さらに生活保護事務費、国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等の業務等経費でございます。

1 節報酬につきましては、民生委員、児童委員の改選に伴います推薦委員会委員 7 名分の報酬でございます。

7 節賃金につきましては、週 2 回 6 時間を予定しております生活保護相談員及びセラピー広場管理作業に要する賃金でございます。

8 節報償費につきましては、民生委員、推薦準備会委員、5 地区各 6 名の報奨金でございます。

9 節旅費につきましては、民生委員推薦委員会及び推薦準備会に係ります費用弁償でございます。

11 節需用費につきましては、消耗品等及び公用車の車検整備代等に要するものでございます。

12 節役務費につきましては、電話料等の通信運搬費、次のページをお願いいたします、行旅死亡人に係る公告、死体検案書等の手数料、公用車の車検手数料、損害保険料等でございます。

13 節委託料につきましては、行旅死亡人に係る火葬業務及びセラピー広場管理業務委託料でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、大和町社会福祉協議会、ボランティアセンター、民生委員協議会、遺族会への補助金でございます。

20 節扶助費につきましては、災害、火災等の一時扶助等に要する費用でございます。

25 節積立金につきましては、長寿社会対策基金への利子積立金でございます。

27 節公課費につきましては、公用車の重量税。

28 節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への法廷内での一般会計からの繰出金でございます。

続きまして、2 目老人福祉費につきましては、老人保護措置費、いきいきサロン事業、さらには老人クラブ支援、大和町シルバー人材センターへの支援、敬老会事業、高齢者生活支援事業に要する経費でございます。

8 節報償費、11 節需用費の主なものといたしましては、敬老会時の記念品、アトラクション謝礼及び食糧費、事務用品、配付物印刷代等、さらには敬老会のお手伝いをいただきますボランティアの皆様への食糧費でございます。

12 節役務費につきましては、敬老会の案内に係ります通信運搬費等でございます。

13 節委託料につきましては、高齢者の生活支援事業といたしまして寝具洗濯乾燥消毒サービス等に要する費用でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー

人材センター連合会へ賛助会費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会経費、さらには社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホーム入所者等への利用者負担軽減措置といたしましての介護保険低所得者利用者負担軽減対策事業費負担金でございます。

補助金といたしましては、となりぐみ生き生きサロン事業への補助金、さらには大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、大和町老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助金でございます。

44ページの、20節扶助費につきましては、80歳以上の敬老者の皆様方への敬老祝い金、介護用品購入費助成費用、さらには借楽園及び仙台長生園入所者に係ります老人保護措置費に要する費用でございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計へ必要経費を繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

3目国民年金費は、国からの委託事務であります国民年金事務に要する経費でございます。

11節需用費は、関係法令の追録代、それから消耗品など。

12節役務費は、郵便料金等の通信費、インターネットの使用料など。

13節委託料は、年金ネットの保守料でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

続きまして、障害者福祉費でございます。

主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体・知的・精神の3障害者、障害児への給付や生活支援に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、来庁した聴覚障害者への窓口手続の通訳、相談業務といったしまして週2回の午前、午後の半日を予定しております手話通訳者の配置に係ります賃金でございます。

8節報償費につきましては、身体障害者・知的障害者相談員への謝金、障害者福祉計画推進協議会委員、障害支援区分認定調査員等への報奨金でございます。

9節旅費につきましては、認定調査員の費用弁償でございます。

11節は、事務消耗品等、12節役務費につきましては、主治医の意見書作成手数料、宮城県国保連合会への介護給付費等請求審査支払手数料及び成年後見制度利用支援事業に係る支払手数料等でございます。

13節委託料につきましては、相談支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等及び地域活動支援センター運営に要する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、認定調査時に要する駐車場使用料、障害者福祉サービスシステム借上料でございます。

45ページをお願いいたします。

19節負担金及び交付金につきましては、負担金といたしまして黒川行政事務組合における障害者自立支援審査会への負担金、補助金といたしましては町身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営費補助並びに自動車運転免許取得等、自発的活動支援事業者への助成でございます。

20節扶助費につきましては、障害者への日常生活用具、厚生医療、補装具、難聴児補聴器に要する費用及び居宅介護やショートステイ、グループホーム等の施設入所、放課後デイサービス等の障害福祉サービス費に要する費用でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

11節需用費につきましては、センターの維持管理に要する燃料費等、光熱水費及び修繕費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、浴場水質検査料、火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、センターの総合案内、公衆浴場の管理、機械設備保守点検等の施設管理等の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、業務用食器洗浄機の借上料及びテレビ聴取料でございます。

19節につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

46ページをお願いいたします。6目後期高齢者福祉総務費でございます。

19節負担金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費負担金と医療給付費負担金でございます。

28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への法定ルール内での繰出金となっております。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費、特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育て医療費助成事業、心身障害者医療助成費、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療費給付事業、子ども・子育て支援対策費、幼稚園就園教育振興費、児童支援センター事業に要します経費であります。

1節報酬は、子ども・子育て会議委員に要します報酬であります。

47ページをお願いいたします。

7節賃金は、あんしん子育て医療事務補助、心身障害者医療事務補助と生活相談員に係ります賃金であります。

8節報償費は、ことばの教室の講師謝金及び虐待防止研修会講師謝金、虐待防止連絡協議会委員謝礼であります。

9節旅費は、虐待防止連絡協議会委員の旅費、また、子ども・子育て会議委員の費用弁償でございます。

11節需用費は、図書購入代、コピー代等の消耗品、子育て情報誌「ぽっかぽか」の印刷製本費、会議用のお茶代、さらに児童公園管理に係ります光熱水費及び小破修繕

であります。

12節役務費は、郵便料等の通信運搬費、手数料は児童遊園の水道開栓手数料、公用車損害賠償保険料であります。

13節委託料は、児童支援センターの運営業務の委託費、あんしん子育て医療給付、未熟児養育医療費給付の審査及び支払業務委託であります。また、児童遊園の遊具点検の業務委託料であります。

19節負担金補助及び交付金は、子育てサークルへの補助、幼稚園教育振興補助金として町内にあります幼稚園への補助、さらに私立幼稚園就園補助金といたしまして、市立幼稚園に通園する町内在住の通園児の保護者への助成を行うものであります。

20節扶助費は、あんしん子育て医療費助成及び心身障害者医療費助成、未熟児養育医療費給付費としての助成でございます。

続きまして、2目児童措置費のうち、子育て支援課所管分についてご説明をいたします。

児童手当支給事業であります。0歳から15歳までの約4,200人の12カ月分の児童手当の支給事務に要します経費であります。

7節賃金は、児童手当支給事務補助員の賃金であります。

11節需用費はコピー代、事務用品購入代等の消耗品、児童手当現況届け出等の印刷製本費で、12節役務費は、児童手当現況届け出の通知等送付の郵便料金であります。

48ページをお願いいたします。

扶助費は、児童手当の支給費であります。

お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

2目の児童措置費であります。誕生祝事業に要する経費24万9,000円と、第3子以降育児支援に要する経費1,200万円であります。

11節需用費につきましては、台紙及びメッセージカードの印刷代でございます。

20節扶助費につきましては、第3子以降の出生、小学、中学校の入学の祝い金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、3目母子福祉費であります。母子・父子家庭医療費に関します経費であります。

11節需用費は、コピー代、事務用品購入代等の消耗品、受給者証等の印刷製本費。

12節役務費は、受給資格者証等送付の郵便料金であります。

19節負担金補助及び交付金は、大和町母子福祉会への補助金であります。

20節扶助費は、母子・父子家庭への医療費の助成であります。

続きまして、4目保育所費であります。もみじヶ丘保育所管理運営費と私立保育園であります菜の花、すぎのこ、杜の丘の各保育園の運営委託及び一時預かり、延長保育等に要します経費であります。

1節報酬は、もみじヶ丘保育所の小児科医師及び歯科医師に対する報酬であります。

7節賃金は、保育士、看護師、用務員に係る臨時職員の賃金であります。

8節報償費は、もみじヶ丘保育所への入所・退所の児童に対する記念品、運動会時の商品等に要する経費であります。

9節旅費は、保育士の研修旅費であります。

11節需用費であります。48ページをお願いいたします。教材等の消耗品、灯油・プロパンガスの燃料費、電気代等の光熱水費、小破修繕、給食の賄材料費であります。

続きまして、12節は、電話料金等の通信運搬費、エアコン等清掃の手数料、建物火災保険料等であります。

13節委託料は、菜の花保育園、すぎのこ保育園、杜の丘保育園への運営委託、もみじヶ丘保育所に関します給食業務、清掃業務、除草業務、消防設備点検、警備業務等に要します委託料であります。

14節使用料及び賃借料は、保育業務システム、もみじヶ丘保育所のAED並びに印刷機のリース料、遠足時のバスの借上料であります。

15節工事請負費は、もみじヶ丘保育所の厨房空調機の更新工事に要します経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、日本保育園保健協議会、黒川地区防火管理者協議会等の各種協議会、研修会に係る負担金。補助金は、認可外保育施設に対する運営費の

一部補助、一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業に係る運営費の一部を私立保育園に補助するものでございます

50ページをお願いいたします。

5目児童館費は、6つの児童館の管理運営に要します経費と放課後児童対策としての放課後児童クラブの運営に要します経費であります。

1節報酬は、6つの児童館の児童館運営協議会委員の報酬であります。

7節賃金は、5つの児童館の児童厚生員19名分、宮床、もみじヶ丘児童館の事務員の賃金であります。

8節報償費は、各児童館行事の講師謝金であります。

9節旅費は、職員研修旅費、児童館運営委員の費用弁償であります。

11節需用費は、児童クラブ教材費、コピー代等の消耗品、児童館施設管理に要する燃料費、光熱水費、各児童館の小破修繕であります。

12節役務費は、電話料、切手代等の通信運搬費、ピアノ調律等の手数料、施設の火災保険料、施設賠償任意保険料になります。

次のページをお願いいたします、50ページの下段でございますが、13節委託料は、吉岡放課後児童クラブ及び吉岡児童館の運営委託、各児童館の清掃業務、施設設備点検の業務委託であります。

恐れ入ります、51ページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料は、各児童館のAEDのリース料、遠足、児童館行事に係るバスの借上料、もみじヶ丘児童館の分室としてのプレハブの教室のリース料であります。

18節備品購入費につきましては、もみじヶ丘児童館児のランドセル用のロッカーの更新を行うものであります。

19節負担金補助及び負担金は、宮城県児童館連絡協議会、黒川地区防火管理協議会への負担金及び防火管理講習会への負担金、各児童館母親クラブへの補助金であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

3款3項1目復興支援費でございます。

東日本大震災によります災害復興住宅融資利子補給補助金及び災害援護資金の貸し付けに要するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、災害復興住宅融資に係ります利子補給の補助金でございます。

21節貸付金につきましては、災害援護資金の貸し付けを見込んだものでございます。続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。

保健衛生総務費の主なものといたしましては、母子保健、乳幼児各種健診、栄養改善、健康づくり推進、明るく元気で生きたいわ～健康たいわ21、自殺予防対策、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業への出資繰り出し、合併処理浄化槽特別会計への繰り出し等に要するものでございます。

52ページをお願いいたします。

1節報酬につきましては、食育推進会議の委員11人分の報酬でございます。

7節賃金につきましては、乳幼児健康診査、育児相談、訪問指導等に係る保健師、看護師、栄養士、助産師等の賃金でございます。

8節報償費につきましては、保健推進員、乳幼児健診時の医師・歯科医師への謝礼、健康たいわ21推進委員、健康づくり推進協議会委員への謝礼等、さらには献血の際の記念品代等に要する費用でございます。

9節旅費につきましては、食育推進員の費用弁償及び保健師の研修旅費でございます。

11節需用費につきましては、健康づくり推進事業、母子健康手帳、乳幼児健診及び各種健診時の消耗品、印刷製本費並びに公用車の車検整備に要する費用でございます。

53ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、郵送料の通信運搬費及びクリーニング代、公用車の車検手数料並びに保険料等でございます。

13節委託料につきましては、休日当番医制事業及び妊婦健診、各種乳幼児健診等に要する費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、ふれあい教室研修のバスの借上料、精密健康診査対象者、ケア会議等の有料道路通行料でございます。

18節備品購入費につきましては、マタニティセミナー、歯科検診時のパーテーション及びすくすく健診、離乳食フードモデルの購入費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして黒川地域行政事務組合への負担金、黒川病院への大和町分の負担金、さらには各種医療対策委員会等

への負担金でございます。

補助金につきましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成金でございます。

24節投資及び出資金につきましては、上水道の広域化対策事業及び旧簡易水道事業につきましの水道事業会計への出資金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

28節繰出金につきましては、水道事業会計に高料金対策及び旧簡易水道への補助、及び合併処理浄化槽の建設分と管理分の一部として戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか、健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要する費用等でございます。

54ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、各種健診、健康相談時におきます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等に要する賃金でございます。

8節報償費につきましては、予防接種健康被害調査会委員への謝礼、健康づくりモデル事業の講師謝礼等でございます。

11節需用費につきましては、各種健診の申込書、通知書の印刷、さらには予防接種等の通知、予防接種券の印刷、医薬材料費に要する費用でございます。

12節役務費につきましては、予防接種、各種がん検診等の通信運搬費及びクリーニング代等でございます。

13節委託料につきましては、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種法に基づきます個別予防接種及び感染症法に基づきます結核健診、さらには健康増進法に基づきます健診の一般的な基本健診並びに各種がん検診の委託に要する費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、予防接種従事者及びがん検診研修会の際の駐車場使用料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

説明書の54ページ、55ページをお願いいたします。

3目環境衛生費でございます。町民生活課分でございます。

環境衛生総務費4,226万9,000円の内訳でございます。

7節賃金は、花壇耕起管理の賃金でございます。

8節報償費は環境美化推進員の謝金、11節需用費は防疫の薬剤費、花いっぱい運動の花代、肥料代、ごみ啓発チラシ印刷代、防疫用機械の修繕料でございます。

12節役務費は、空き地除草の際の通信費。

13節委託料は、不法投棄防止対策としてのパトロール及び撤去委託、臨時粗大ごみ引取日のごみ運搬業務委託、春秋町内一斉清掃時のごみ運搬業務、不法投棄ごみ処理業務の委託料でございます。

18節備品購入費は、防疫薬剤散布機械の購入費でございます。

19節補助金は、町環境衛生組合連合会並びに黒川食品衛生協会大和支部への補助金でございます。

次に、環境計画推進費のうち53万円でございますが、エコファクトリー対策としての水質検査……

議 長 （大須賀 啓君）

長谷課長、ちょっとお待ちください。

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

54ページ、3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分の環境計画推進費再生可能エネルギー等導入事業費について、ご説明いたします。

1節報酬につきましては、環境審議会委員への報酬でございます。

55ページをお願いいたします。

9節旅費につきましては、環境審議会委員への費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、環境基本計画書の印刷代でございます。

12節役務費につきましては、役場庁舎ほか5施設に係ります太陽光発電設備の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、役場庁舎ほか2施設に係ります太陽光発電設備の自家

用電気工作物保安管理業務委託料でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

失礼いたしました。環境計画推進費のうち53万円でございます。エコファクトリー周辺対策としての水質検査、ダイオキシン検査、アスベストの検査の検査委託料でございます。

環境マネジメントシステム事務推進費56万7,000円の内訳でございます。

11節需用費は、プラごみ用の袋代購入費、13節委託料は、ペーパーリサイクルの処理委託費、19節負担金はみやぎグリーン購入ネットワーク年会費でございます。

次に、公害対策費168万8,000円の内訳でございます。

11節需用費は、乾電池及び記録用紙などの消耗品。

13節委託料は、河川水質検査業務委託料。それから環境自動車騒音測定及び米軍射撃訓練時の振動、低周波騒音の業務委託でございます。

続きまして、狂犬病予防費292万1,000円でございます。

11節需用費につきましては、犬の鑑札シール作成料、啓発グッズ代、集合注射通知の印刷代、また公用車の燃料等でございます。

12節役務費は、電話料、公用車保険料。

13節委託料は、狂犬病予防集合注射時の業務委託。

14節使用料は、狂犬病予防注射会場の借上料でございます。

続きまして、55, 56ページの4款2項1目廃棄物処理費でございます。

一般廃棄物の処理費とごみ埋立場の維持管理費でございます。

1 節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員9名の報酬。

8 節報償費は、資源回収奨励金で、資源回収団体に対する1キログラム当たり3円の奨励金でございます。

9 節旅費は、廃棄物減量等推進審議会の費用弁償。

11節需用費は、クリーンステーションの立て看板、ポール、回収ネット代、一般家庭用ごみ収集計画表、廃棄物処分券、廃棄物搬入許可書などの印刷代などでございます。

12節役務費は、クリーンヤードコンテナ保管庫の火災保険料でございます。

13節委託料は、一般廃棄物収集運搬委託料、それとごみ埋立地除草業務委託料でございます。

19節負担金は、黒川行政事務組合の負担金でございます。内訳としまして、し尿処理経費分2,453万8,000円、ごみ処理経費分5億290万2,000円、最終処分場分2,709万9,000円でございます。

補助金につきましては、クリーンステーション30カ所の整備の補助金でございます。以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

農業委員会事務局長熊谷 実君。

農業委員会事務局長 （熊谷 実君）

続きまして、5款1項農業費1目農業委員会費でございます。農業委員会の開催、活動に要する経費について計上させていただいております。

1節報酬は、農業委員16名の報酬でございます。

7節賃金は、農業者年金関係台帳等整備に伴う事務補助員に要するものでございます。

9節旅費は、農業委員費用弁償や研修旅費でございます。

10節交際費は、農業委員会会長の交際費で、前年度額を計上させていただいております。

11節需用費でございます。消耗品費はコピー代等を計上し、57ページをお願いいたします、印刷製本費につきましては、農業委員会だよりの発行に係るものを計上させていただいております。

12節役務費でございます。役務費の手数料は登記事項証明書のオンライン交付手数料を計上しております。

13節委託料につきましては、農地法に基づく権利移動の許認可などのもとになります農家基本台帳システムの保守点検料に要するものでございます。

14節使用料及び賃借料は、農業委員研修等の車借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金は、県農業会議ほか2団体への負担金と、認定農業者連絡会議の補助金を計上しているものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

続きまして、中段、2目農業総務費でございます。このうち財政課所管分につきましてご説明申し上げます。

この中で宮床基幹集落センター、町民研修センター、吉田ふるさとセンター、落合ふるさとセンターの4施設の維持管理に要します経費を計上いたしてございます。

主なものでございます。7節賃金につきましては、宮床基幹集落センター等の作業員、清掃員の賃金を計上してございます。

11節需用費につきましては、各施設の燃料費と光熱水費のほか、施設の小破修繕費用等に要します経費の計上でございます。

58ページでございます。

12節役務費につきましては、通信費あるいは施設の火災保険料等でございます。

13節委託料につきましては、町民研修センターの窓口業務、清掃業務、巡視業務、落合ふるさとセンターの管理業務及び各種施設の防火施設等の保守点検業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、各施設のテレビ受信料及び宮床基幹集落センターの清掃用具の借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、宮床基幹集落センター集会室のエアコン設置工事、トイレ改修工事、落合ふるさとセンター集会室のエアコン設置工事に要します経費の計上をしておるものでございます。

以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

同じく、2目農業総務費の産業振興課分につきまして、ご説明申し上げます。

主に農政推進一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に要するものでございます。

58ページでございます。

8節報償費の賞賜金につきましては、農協まつりの際の農林産品品評会の副賞に要するものでございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、一般事務用品代のほか、イノシシの侵入防止用の柵代でございます。燃料費につきましては公用車の燃料代、光熱水費につきましてはふれあい農園の水道代、電気代。修繕料につきましては公用車及びふれあい農園の管理機の修理代でございます。

12節役務費の保険料につきましては、ふれあい農園の管理棟建物共済及び公用車の自動車損害共済に要するものでございます。

13節委託料につきましては、ふれあい農園の管理委託及び浄化槽維持管理清掃委託に要するものでございます。

18節備品購入費の機械器具費につきましては、ふれあい農園の管理機2台のうちの1台を更新するものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、みやぎ農業振興公社及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金。補助金につきましては、大和町農林経営センターの屋根修繕に係ります助成でございます。

続きまして、3目の農業振興費でございます。主に農業の振興、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域等直接支払交付金事業、有害鳥獣対策事業等に要する経費でございます。

1節報酬につきましては、農業振興地域整備促進協議会委員18名分の報酬及び鳥獣被害対策実施隊員の報酬でございまして、27名分を見込んでおります。

9節旅費につきましては、農業振興地域整備推進協議会の際の費用弁償及び認定農業者等の研修旅費等でございます。

59ページをお願いいたします。

11節需用費の消耗品費につきましては、コピー代、産業まつりの際の参加記念品、イノシシ捕獲用のわな及び追い払い用の爆竹、事務消耗品でございます。燃料費につきましては公用車の燃料代。食糧費につきましては多面的機能支払交付金事業の事務指導及び会議の際のお茶代。印刷製本費につきましては封筒の印刷代に要するものでございます。

12節役務費につきましては、農業振興地域整備計画変更に係ります農家に対しての意向調査に係る経費及び有害鳥獣対策用の携帯電話に要する経費でございます。

13節委託料につきましては、農業振興地域整備計画変更に係ります業務委託料でございまして、基礎調査及び農家の意向調査に要するものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、黒川地域担い手育成総合支援協議会ほか3団体への負担金。補助金につきましては廃プラスチック等の農業生産資材適正処理推進事業への助成、農業経営基盤強化資金利子補給費、野草駆除に係ります農地等環境保全対策事業への助成、たいわ産業まつり実行委員会への助成、水稲いもち病やカメムシ防除に係ります黒川地域農作物病虫害防除推進協議会への助成、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けまして導入いたします産直リースハウス事業者に対する助成、産地育成対策事業といたしまして、曲りねぎ生産に係ります管理機を導入する際の助成、ブルーベリー生産拡大事業への助成、加工業務用野菜生産対策事務への助成、農業災害対策資金利子助成、1地区新たに加わりまして町内35組織で取り組むこととなります多面的機能支払交付金事業への助成、中山間地域振興事業としまして、吉田みどりの少年団活動及びあさひな農協で特産品普及推進事業等への助成、中山間地域指定の宮床難波地区及び吉田金取北地区の一部地域が取り組みます農業用施設等の維持保全事業に係ります中山間地域等直接支払交付金事業への助成、有害鳥獣被害対策として狩猟免許等の新規取得及び更新に係る経費への助成でございます。

次に、4目の畜産業費でございます。畜産業の振興に係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県畜産協会及び大和町畜産振興協議会への負担金でございます。

60ページでございます。

補助金につきましては、肥育素牛販売促進対策事業といたしまして、町内で生産されました子牛をJAあさひな管内の肥育農家が購入した場合に助成しようとするものでございます。また、繁殖牛子牛の事故共助事業といたしまして、流産や死産、奇形等に対する共助金として助成するものでございます。

25節積立金につきましては、肉用牛貸付事業運営基金の利子分の積立金でございます。

次に、5目農地費でございます。農地一般と県営土地改良推進事業及び農業集落排水事業等に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、もみじヶ丘ため池周辺の除草及び農業用施設の維持管理に要する作業賃金でございます。

9節旅費につきましては、技術研修会及び現地検討協議会に係る旅費でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、アユ、イワナ、サケ、マスなどの稚魚放流の際の稚魚代及びコピー代でございます。印刷製本費につきましては、農業農村整備

事業管理計画書に係ります図書の印刷代、図面印刷代でございます。光熱水費につきましては舞野大橋街路灯の電気代。修繕料につきましては農業用施設の急破修繕に要するものでございます。

12節役務費につきましては、農業用ため池、水路、頭首工など、247カ所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。

13節委託料につきましては、杜の丘調整池管理業務委託料、東北自動車道にかかります歩道橋の5年に1回の点検業務、及び大角地区ため池整備事業の積算業務委託料でございます。また、落合相川地区の豊かなふる里保全整備事業、これの境界画定業務に要するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、労務資材単価の著作権使用料でございます。

15節工事請負費につきましては、落合大角地区のため池整備工事及び農道高山百目木線の横断溝設置工事に要するものでございます。

16節原材料費につきましては、農業用施設維持管理補修用材料費でございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県土地改良事業団体連合会ほか4団体への負担金、61ページをお願いいたします、及び八志田堰用水路改修事業に対しましての負担金。補助金につきましては町内4カ所の排水機場の洪水調整事業に係るものでございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

6目の水田農業対策事業費でございますが、水田農業推進に要します費用でございます。経営所得安定対策の推進、転作への助成及び人・農地プランに要するものでございます。

7節賃金につきましては、転作等の現地確認の際の立会人の賃金でございます。

8節報償費につきましては、人・農地プラン検討委員5名の報償金でございます。

9節旅費につきましては、先進地視察研修会に係る旅費でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、印刷用トナー代、事務用品代でございます。食糧費につきましては、集落代表者説明会等のお茶代でございます。

12節役務費の通信運搬費につきましては、集落代表者説明会の案内に係ります切手代でございます。

13節委託料につきましては、水田台帳システムの保守料及びシステム改修に要するものでございます。

14節使用料及び賃借料の車借上料につきましては、先進地視察研修の際のバス借上料でございます。また、転作の際の現地確認の際の車借上料でございます。有料道路

通行料につきましては先進地視察研修の際の高速道路料金でございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、水田農業構造改革対策推進事業といたしまして、大和町地域水田農業推進協議会及び各集落で取り組んでおります水田農業ビジョン推進事業への助成、落合相川三ヶ内地区で取り組んでおります水稻直播栽培普及事業への助成、水田営農条件整備事業といたしまして、宮床難波地区ほか4地区で取り組みます集団営農用機械整備事業への助成を行うものでございます。

5款2項1目林業費の林業振興費でございます。

林業の振興一般、森林の整備、森林病虫害の防除等に要するものでございます。

62ページでございます。

7節賃金につきましては、林道の除草及び倒木の除去等に要する経費でございます。

9節旅費につきましては、林業普及推進会議等に係る旅費でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、森林病虫害調査に係るもの。修繕料につきましては林道の急破修繕料でございます。

13節委託料につきましては、森林管理巡視業務及び林道大平桑沼線ほかの除草業務、せせらぎの森維持管理業務、南川ダム周辺の千本桜維持管理業務、森林病虫害等防除業務に係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県林業振興協会ほか6団体への負担金でございます。補助金につきましては、林業地域振興事業費は大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費につきましては宮床生産森林組合及び吉田愛林公益会への森林整備事業に対する助成、民有林育成対策推進事業費につきましては吉田愛林公益会ほか3団体が民有林の整備事業を実施しておりますので、県の補助に合わせまして上乘せ補助をいたすものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

課長、休憩します。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後 3時11分 休 憩

午後 3時21分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

62ページ、商工費からでございます。

6款1項1目商工総務費につきましては、職員の人件費に係るものでございます。

63ページをお願いいたします。

2目商工振興費につきましては、商業及び工業の振興、企業誘致活動に係る経費でございます。

7節賃金につきましては、大和リサーチパーク緑地の支障木伐採及び除草に係るものでございます。

8節報償費につきましては、企業等連絡懇話会の際の講師謝礼でございます。

9節旅費につきましては、企業訪問に係る職員の旅費及び東京、名古屋で開催されます企業立地セミナーへの参加旅費でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、コピー代や事務用品のほか、企業訪問の際の手土産代や新規立地企業等の起工及び竣工式での祝い品などがございます。食糧費につきましては、企業等連絡懇話会に係るもの。印刷製本費につきましては企業立地ガイド及び工業団地等のPRパネルの印刷代でございます。修繕料につきましては企業案内看板の修正等に係るものでございます。

12節役務費につきましては、リサーチパーク分譲等に係る新聞広告代でございます。

14節使用料及び賃借料の車借上料につきましては、来庁者送迎用の車代、有料道路通行料につきましては企業訪問の際の高速道路通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、大和町中小企業振興資金保証料ほか2団体への負担金。補助金につきましては、くろかわ商工会の経営改善普及事業、地域総合振興事業への助成、割増商品券発行事業への助成、商店街担い手育成支援事業は大和まると市への助成、大和町中小企業振興資金等利子に対する助成、店舗物件取得改修事業費につきましては、新規事業といたしまして空き店舗などを取得、改修して起業する方への助成、企業立地奨励金につきましては東京エレクトロン宮城ほか6社に係る奨励金等でございます。

21節貸付金につきましては、大和町中小企業振興資金の預託金でございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、大和町中小企業振興資金損失補償料でございます。

3目観光費でございます。

観光振興一般、観光施設維持管理、まほろば夏まつりやお立ち酒全国大会のほか、本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会の助成や、各種イベントに対する助成に要する経費でございます。

64ページでございます。

7節賃金につきましては、船形山登山道、升沢七ツ森遊歩道、旗坂野営場の除草の賃金及び七ツ森遊歩道と升沢避難小屋の管理人に要する賃金でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、イベント用消耗品費のほか、旗坂キャンプ場の清掃用品代などがございます。燃料費につきましては公用車の燃料代、印刷製本費につきましてはまほろば大使の名刺印刷代。光熱水費につきましては旗坂野営場の公衆トイレの電気料。修繕料につきましては七ツ森生産物直売所の屋根塗装及び観光施設の急破修繕料でございます。

12節役務費の手数料につきましては、旗坂野営場の水質検査手数料及びイベントで着用しておりますはんでんなどのクリーニング代。火災保険料につきましては陶芸体験館ほか観光施設9施設に係るものでございます。自動車損害保険料につきましては、公用車の任意共済保険料、保険料につきましては尾花沢花笠まつり及び花巻市石鳥谷まつりの参加者の保険料でございます。

13節委託料につきましては、七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園、ダイナヒルズ公園の4施設に係る指定管理料のほか13カ所の公園管理委託料及び旗坂野営場の浄化槽維持管理清掃委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の会場借上料につきましては、船形山入山届登記専用ポスト設置小屋に係るもの。車借上料につきましては山形県尾花沢市で開催されます花笠まつりへの交流参加の際の送迎用バス借上料でございます。有料道路通行料につきましては、花巻市石鳥谷まつりに参加の際の高速道路通行料でございます。

15節工事請負費につきましては、七ツ森ふれあいの里のトイレを水洗化するもの及び陶芸体験館の雨漏り修繕工事に係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会ほか7団体等への負担金。補助金につきましては、大和町観光物産協会運営への助成、お立ち酒全国大会実行委員会及び島田飴まつり実行委員会への助成、もみじヶ丘地区を中心に開催されますフラットe商店会のハロウィン2016への助成、七ツ森湖畔公園花まつり実行委員会への助成、仙台鍋まつりへの助成、65ページをお願いいたします、まほろばまつり実行委員会の助成でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

続きまして、7款土木費でございます。

1項土木管理費1目土木総務費につきましては、用地対策事務及び各種協議会等の負担金等に要するものでございます。

11節需用費につきましては、法令の追録代、参考図書購入のほか、収入印紙代等に要する費用で、そのほかに説明会等のお茶代の費用でございます。

12節役務費につきましては、登記事務証明の発行手数料及び携帯電話3台分の使用料等に要する費用でございます。

13節委託料は、町の路線網図の作成、国土調査の誤訂正測量の業務に要する費用でございます。

14節使用料につきましては、仙台法務局の用務の際に使う駐車場使用料及び建設物価版等の著作権使用料などがございます。

16節原材料費につきましては、用地境界用の杭及びプレートの購入に要する費用であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県道路協会ほか12団体への負担金でございます。

次に、2項の道路橋りょう費1目道路維持費につきましては、道路、側溝、舗装の各修繕、街路樹の剪定や除草、道路維持作業車の管理等、町道の維持管理費及び街路灯、バスターミナルの管理費用でございます。

7節賃金につきましては、山間部などの町道除草地区委託分、街路樹の選定作業、路肩補修にかかる作業賃金でございます。

11節需用費のうち消耗品は、土のう袋や除草剤など道路維持作業資材のほか、グレーダー、ショベル、ダンプ等の公有車両の消耗品に関する費用でございます。燃料費は道路維持管理車両のガソリン代等に要する費用でございます。光熱水費は街路灯、バスターミナルに係る電気料及び上下水道料金に要する費用でございます。修繕費は公有車両の車検、修繕費及び街路灯の修繕費でございます。

12節役務費は、車検時の印紙代及び都市建設課所有車両の自動車損害保険料及びバ

スターミナルの待合所の火災保険料でございます。

13節委託料は、植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務、体積土砂の撤去作業及びバスターミナルの待合所の清掃・警備に要するもののほか、1カ月分の除雪に要する費用を計上してございます。

14節使用料及び賃借料は、町道升沢線ほか3路線の土地借上料でございます。15節工事請負費は町道童子沢線の舗装修繕、町道大崎三ノ関線ほか4路線の側溝修繕及びもみじヶ丘幹線3号線の歩道修繕工事に要する費用であります。

16節原材料費は、道路の維持修繕用の碎石及びアスファルト合材、道路側溝等の購入費用でございます。

67ページをお開き願います。

18節備品購入費につきましては、道路維持車両、軽トラックの更新に要する費用であります。

27節公課費は、3.5トンダンプほか4台の自動車重量税でございます。

続いて、2目道路新設改良費でございます。この費目につきましては、国土交通省補助事業、防衛省補助事業、町単独事業に係るものでございます。

11節需用費のうち消耗品につきましては、コピー代及び積算資料の図書購入代、その他一般事務用品に要する費用でございます。食糧費は、工事等の説明会に係るお茶代等でございます。印刷製本費は、補助事業申請時に係る図書作成等に要する費用でございます。

13節の委託料は、国土交通省補助事業で行う橋梁89橋の定期点検業務、防衛省の補助事業で行います幕柳大平線及び前河原熊谷線の舗装改良事業にかかる測量設計に要する事業でございます。

14節機械借上料につきましては、土木積算システムの機械借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、防衛省補助事業で昨年度に引き続き行います町道高田線、桜木上舞野線の舗装改良工事及び天皇寺地区の排水路の整備工事、それから平成28年度から新たに着手します町道流通平1号線及びもみじヶ丘幹線3号線の舗装改良工事に要する費用でございます。そのほか、町単独事業といたしましては、太田小鶴沢線舗装新設工事及び蒜袋宮前線の改良舗装工事に要する費用でございます。

19節負担金補助及び交付金についてであります。国土交通省の補助事業で行う吉田川河川改修事業に伴う町道桜木上舞野線にかかる丸子淵橋のかけかえに伴う負担金に要するものでございます。

22節補償補填及び賠償金でございます。蒜袋宮前線の道路改良工事に伴う物件の移

設補償に要するものでございます。

3目、橋りょう維持費につきましては、橋梁の維持管理に要するものでございます。
13節委託料につきましては、樋場橋の支障雑木の撤去作業に要する費用であります。
68ページになります。

4目、交通安全施設整備事業につきましては、交通安全施設の整備に要する費用で
ございます。

15節工事請負費につきましては、交通安全施設として区画線やガードレール等の安
全施設の設置工事に要する費用でございます。

16節原材料費につきましては、カーブミラーやデリネーター等の購入に要する費用
であります。

続きまして、3項の河川費でございます。

1目河川費につきましては、吉田川ほか6河川及び三峰防災調整池に係る河川敷等
の維持管理に係る費用でございます。

7節賃金につきましては、河川の支障木などの撤去及び三峰防災調整池の除草作業
に要する費用でございます。

11節需用費、消耗品につきましては、オイルの吸着マットの購入、光熱水費は西川
樵樋管の電気料でございます。

12節役務費につきましては、準用河川窪川しゅんせつ工事に伴う管理用道路の用地
の取得のために行います不動産鑑定と分筆登記に係る手数料でございます。

13節委託料は、西川樵樋管操作管理、それから準用河川窪川しゅんせつ工事に伴う
管理用道路に係る用地測量に要する費用でございます。

15節工事請負費につきましては、準用河川小西川及び明ヶ沢の河川改修工事及び窪
川のしゅんせつ工事に係る費用でございます。

17節公有財産購入費は、準用河川窪川の管理用道路の用地取得に要する費用でござ
います。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護会20地区へ助成するもので
ございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、準用河川明ヶ沢の改修工事に伴う水道管
の移設に要する費用でございます。

4項の都市計画費の1目都市計画総務費でございます。都市計画の事務、都市計画
審議会及び協会等の負担金に要するものでございます。

1節報酬、69ページになります、9節旅費につきましては、都市計画審議会年3回

に要する費用でございます。

11節需用費につきましては、消耗品といたしまして都市計画法令追録代等の費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、全国街路事業促進協議会と都市計画協会の2団体への負担金でございます。

25節積立金につきましては、都市整備基金の利子分の積立金となっております。

続きまして、2目の下水小費につきましては、下水道事業特別会計への繰り出し分となります。

続きまして、3目の公園費でございます。公園緑地・緑道の維持管理業務に要するものでございます。

7節の賃金につきましては、除草・清掃等の作業賃金でございます。

11節需用費の光熱水費は地区等に委託している南五福院公園ほか7公園の電気料及び上下水道料の費用でございます。修繕料は、公園遊具、ベンチなどの修繕に係る費用でございます。

12節役務費につきましては、水道開栓、火災保険料、トイレ等に係る保険料に要する費用でございます。

13節委託料につきましては、東下蔵公園ほか指定管理分の都市公園を株式会社大和町地域振興公社に委託する分、それから随意契約分として公社へ委託する公園、緑地、緑道分として合わせて4,400万円を計上してございます。また、地元地区へ委託しますもみじヶ丘1号公園ほか5公園分として287万円相当分を計上してございます。そのほかに公園遊具の劣化点検等に要する委託料となっております。

15節工事請負費につきましては、鶴巣公園の転落防止柵の設置、わかば公園、東下蔵公園、熊野堂公園及び館下公園の遊具の修繕工事に要する費用でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、日本公園緑地協会への負担金でございます。

5項住宅費でございます。

1目住宅管理費につきましては、木造戸建て住宅43戸、中高層アパート7棟140戸、合わせて183戸の維持管理に要する経費となっております。

7節賃金につきましては、木造住宅の解体跡地の除草等に係る作業賃金でございます。

11節需用費、消耗品につきましては法令の追録代、参考図書の購入に要する費用でございます。修繕料につきましては、住宅の雨漏りの修繕や結露による内装塗装、ク

ロスの修繕、排水管の閉塞に係る高圧洗浄作業等に要する費用でございます。

12節の役務費につきましては、納入通知書や督促状の郵送料並びに受水槽の給水に係る水道水の検査手数料及び火災保険料に要する費用でございます。

13節の委託料につきましては、アパートの受水槽清掃、消防設備点検等の委託に要する費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床下小路住宅の土地の借上料でございます。

15節の工事請負費につきましては、昨年に引き続き下町住宅2号棟外壁塗装塗りかえ工事、並びに西原第一住宅の1号棟のポンプ交換並びに受水槽の修繕工事に要する費用でございます。

16節原材料につきましては、下町蔵下それから西原第一住宅に係る住宅の管理用の資材の購入でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

8款1項消防費1日常備消防費についてでございます。19節につきましては黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

次に2目非常備消防費につきましては、消防団員565名分の報酬と出動手当や団員の装備品の購入代のほか、各種訓練などを行う際の経費等を計上したものでございます。

1節報酬につきましては、消防団員565名に対する報酬でございます。

8節につきましては、消防団員の表彰の際の記念品代でございます。

9節につきましては、団員の出動手当や研修に係る旅費等でございます。

11節につきましては、団員の消防団活動用の防火服並びに全団員への活動用ヘルメット、新入団員への活動の服や安全靴、夏季演習用の資材等を購入する際に係る経費でございます。

71ページをお開き願います。

14節につきましては、防火出動の際の車の借上料でございます。

19節につきましては、縣市町村非常勤消防団員補償報奨組合等への負担金並びに町

の婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に3目消防施設費につきましては、防火水槽や消火栓などの消防施設等の維持管理に要する経費並びに小型動力ポンプ付軽積載車購入等並びに（仮称）南部コミュニティセンターへの耐震性貯水槽整備など、防火施設整備に係る経費を計上しております。

11節につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料及び消防水利の標識または消防用のホース等に係る経費でございます。さらに小型動力ポンプ、軽積載車に要する修繕費でございます。

12節につきましては、消防ポンプ車の保険料でございます。

13節につきましては、太田地区の小型動力ポンプ小屋の実施計画の委託、もみじヶ丘防火水槽の管理委託料でございます。

14節につきましては、消防自動車小屋の土地の借上料でございます。

15節につきましては、太田地区の小型動力ポンプ小屋の設計工事費、（仮称）南部コミュニティセンターへの耐震性貯水槽と防火備蓄小屋の設計工事費でございます。

18節につきましては、小型動力ポンプ付積載車1台の購入に要する経費でございます。

19節につきましては、消火栓の維持管理及び無線従事者講習会受講料でございます。

27節につきましては、自動車ポンプ等の自動車の重量税でございます。

次に、4目水防費につきましては、水防活動に要する経費を計上しております。

8節につきましては、水防協議会の13名に対する謝礼でございます。

72ページになります。

9節、水防活動出動に対する費用弁償でございます。

11節につきましては、水防倉庫の備蓄資材購入代、水防活動時の食事代等でございます。

12節につきましては、災害時の有線電話使用料でございます。

16節につきましては、水防倉庫に備蓄する土のう用の砂購入に要する経費でございます。

次に、5目災害対策費につきましては、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織の設置促進及び木造住宅耐震診断士派遣事業や家具転倒防止事業等に要する経費を計上しております。

1節につきましては、防災会議の委員15名に対する報酬でございます。

8節につきましては、自主防災組織に関する研修会の講師謝礼でございます。

9節につきましては、防災会議委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、非常用食料の購入代、自主防災組織に対応する救急工具代、地域防災訓練の炊き出し訓練用白米の購入及び平成27年の関東・東北豪雨の記録誌の印刷代等でございます。

12節につきましては、衛星携帯電話料、震度計情報等回線使用料及び地域防災訓練等で使用する消火器の詰めかえ手数料などでございます。

13節につきましては、携帯無線機の保守点検委託料や木造住宅耐震診断士派遣委託料等のほか、防災マップ作成業務及び指定避難所の町民体育センター耐震診断業務委託料などがございます。

18節につきましては、自主防災組織に貸与する発電機の購入に要する経費でございます。

19節につきましては、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、電波利用料及び木造住宅耐震改修工事助成金などに要する経費でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、73ページをお願い申し上げます。

9款教育費でございます。

1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に係る経費でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、教育委員4名の報酬及び費用弁償でございます。

10節交際費につきましては、教育長の交際費でございます。

11節需用費につきましては、事務用の消耗品、コピー代並びに参考書籍の購読料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金としまして仙台管内教育委員会協議会ほか1団体に対するものでございます。

続きまして、2目事務局費でございます。教育委員会事務局の運営、就学事務、教職員研修、教育相談及び学校ICTと確かな学びプロジェクト事業に要する経費の計上でございます。

1 節報酬につきましては、心身障害児就学指導審議会委員並びに新設いたしますいじめ問題対策連絡協議会等 3 組織の委員の報酬でございます。

74 ページになります。お願いいたします。

7 節賃金につきましては、嘱託員でございます教育相談員 2 名を各中学校にそれぞれ配置するものでございます。

8 節報償費でございます。報奨金につきましては、教職員の各種研修会講師、サマースクールなどのボランティア、小学校親善陸上記録会の指導者など及び平成 27 年度は町政施行 60 周年記念事業として実施いたしました「夢と希望と志を語る会」を継続開催するための講師に対する謝礼でございます。賞賜金につきましては教育論文応募者に対するものでございます。

9 節でございます。旅費のうち費用弁償につきましては、心身障害児就学指導審議会委員 4 名並びに新設いたしますいじめ問題対策連絡協議会等 3 組織の委員、陸上記録会審判長に対するものでございます。普通旅費につきましては、教育長に係ります各種会議時の旅費及び教職員の各種研修会講師旅費などでございます。

11 節需用費のうち消耗品につきましては、コピー代など一般事務用品、就学児健診用の消耗品などでございます。印刷製本費につきましては、町の学校教育について紹介いたします冊子「大和町の学校教育」、小・中学校教員を対象に募集する教育論文集などに要するものでございます。

12 節役務費のうち通信運搬費につきましては、通信用の切手代、ファクシミリ回線使用料でございます。手数料につきましては児童検査用の器具の点検料及び公用車車検手数料でございます。保険料といたしまして、公用車車検に伴います自動車傷害保険料、陸上記録会の傷害保険料などを計上いたしております。

13 節委託料につきましては、年 2 回実施いたします標準学力調査、1 回行いますアイチェックに係るもの及び新規事業として実施いたします土曜学習まほろば塾の業務委託料でございます。土曜学習まほろば塾につきましては町のまち・ひと・しごと総合戦略に位置づけられます人づくりプロジェクト事業の 1 つとして行うもので、中学校 3 年生の希望者を対象に月 1 回から 2 回の学習会を行うものでございます。

14 節使用料及び賃借料のうち機械借上料につきましては、教育用パソコン等の賃借料でございます。教育用パソコンのウィンドウズビスタ機につきまして、サポート期間が終了いたしますことから、5 年リースでの更新を行う費用を新たに計上いたしております。車借上料につきましては、緊急時の児童輸送、特別支援学級移動学習、「夢と希望と志を語る会」時の車借上料の計上になるものでございます。

19節負担金補助及び交付金のうち負担金につきましては、黒川行政事務組合に対します負担金ほか5団体に対する負担金でございます。

25節積立金につきましては、学校校舎建設基金、学校教育振興基金にそれぞれ利子相当分の積み立てを行うものでございます。

27節公課費につきましては、公用車車検に伴います自動車重量税でございます。

28節繰出金につきましては、奨学事業特別会計への繰出金でございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費でございます。小学校6校の施設維持管理及び児童・教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に対する費用の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医16名、薬剤師5名に対します報酬でございます。

7節賃金でございますが、事務補助員、次の75ページをお開きいただきたいと思えます、各小学校の環境整備の作業員、体育館巡視員、プール監視員に要します賃金でございます。

8節報償費の賞賜金につきましては、運動会賞品及び卒業記念品代に要します費用でございます。

11節需用費の主なものといたしましては、小学校6校で必要といたします消耗品及び小学校施設維持管理に要する燃料費及び光熱水費の計上でございます。修繕料につきましては施設備品等の修繕に要するものでございます。

12節役務費につきましては、電話使用料、インターネット回線使用料、プール水検査料、火災保険料、施設賠償保険等の経費についての計上でございます。

13節委託料につきましては、児童及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員、除雪、学校警備及び難波分校閉校に伴いますパソコン移設等の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の主なものといたしましては、車借上料につきましては陸上記録会、学校間交流事業等の児童輸送のほか、新たに難波分校閉校に伴います児童輸送車借り上げに係るもの、新規事業でございますが林間教育に要する車借上料等を計上いたしております。林間教育につきましては、こちらもちま・ひと・しごと総合戦略に位置づけられます人づくりプロジェクトの一事業でございます。

18節備品購入費の庁用器具費につきましては、小学校学教職員用パソコン故障に対応するためのパソコン購入、学校用備品等につきましては小学校6校に係ります学校管理用備品の計上でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済と

して学校管理下における児童の災害共済負担金及びほか4件の各種協議会等への負担金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。こちらにつきましては、教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校地域共学推進事業に係ります経費でございます。

76ページをお願いいたします。

7節賃金でございます。学校図書支援員及び今年度まで配置しておりました学級支援サポーターとメンタルケア相談員を廃止いたしまして、両者の役割を新たに担うものとしたしまして学習支援員を配置する経費についての計上でございます。

8節報償費につきましては、県の委託事業として実施しておりますスクールソーシャルワーカーへの報償金でございます。週2日の活動日を週3日にふやすことで計上いたしております。

11節需用費につきましては、ICT機器関連分を含む教師用の消耗品と教材の消耗品代でございます。修繕料につきましては、パソコン等の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、小学校におきます不用試薬の廃棄手数料及びスクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞事業の児童輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要します経費についての計上でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、4キロメートル以上の遠距離通学児童の保護者に対する交付金及び学校地域共学推進事業として各学校に交付いたすものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護並びに特別支援学級の児童に対する学用品や給食費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費でございます。こちらは小学校施設の維持管理に要します経費でございます。

11節需用費の主なものとしたしましては、消耗品としての山砂、碎石、電球、消火器の購入費用、修繕料といたしまして小破修繕料を計上いたしておるものでございます。

12節役務費につきましては、小学校における不用物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。

13節委託料につきましては、FF暖房機、自家用電気工作物、消防設備等の保守点検等業務委託料の計上でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、落合小学校バルコニー改修工事のほか各校の校舎、屋内運動場、プール及び遊具等の修繕工事に要します経費を計上しておりますほか、新規事業でございます林間教育に対応するため旧嘉太神分校トイレ等の改修工事経費を計上いたしておるところでございます。

次に、4目小学校建設費でございます。

13節委託料でございます。新規事業となります吉岡小学校校舎等耐力度調査委託に関する経費でございます。この事業につきましては、築44年が経過いたしております吉岡小学校校舎の耐力度調査を行うことによりまして、建物の健全化を把握するもので、その結果によりまして、校舎等の改築または長寿命化事業を実施し、教育環境の整備を図ることを目的に実施するものでございます。

77ページをお願いいたします。

3項中学校費1目学校管理費でございます。中学校2校の維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医7名、薬剤師2名の報酬でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員及び各中学校の環境整備の作業員、体育館巡視員等の賃金でございます。

8節報償費のうち賞賜金につきましては、運動会の賞品及び卒業生への記念品等でございます。

9節旅費につきましては、職員の旅費でございます。

11節需用費の主なものといたしましては、一般消耗品、中学校の施設維持管理に要する燃料費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては施設備品等の修繕でございます。

12節役務費につきましては、電話料、インターネット回線使用料、各種検査手数料及び火災保険料、賠償保険等の経費についての計上でございます。

13節委託料につきましては、生徒・教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員2名の業務委託、スクールバス運行、除雪の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、主なものといたしましてスクールバスの回轉場に係ります土地の借上料及び中体連、駅伝大会等のスクールバス、代替のタクシー等の生徒輸送にかかわります車借上料でございます。

78ページになります。

18節備品購入費でございます。職員室用のパソコン、生徒用机、椅子などの学校用備品の整備に要する計上でございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。負担金といたしまして黒川地区防火管理協議会ほか各種協議会等の負担金及び日本スポーツ振興センター災害共済といたしまして、学校管理下におけます生徒の災害共済負担金の計上でございます。補助金としましては、中体連東北大会参加事業費補助金をあらかじめ措置いたしておるものでございます。

次に、2目教育振興費でございます。教材備品の整備に要します経費並びに魅力ある学校図書館づくり、外国語指導助手の招致及び「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校地域行学推進事業等に係ります経費でございます。

7節賃金につきましては、図書支援員2名及び学習支援員1名の配置に要します賃金の計上でございます。

11節需用費の主なものといたしましては、ICT機器関連分を含む教師用の消耗品と教材の消耗品代、及び中学校教科用図書の改定が行われたことから教師用の指導書、教科用図書の購入を行う費用でございます。修繕料につきましては、パソコンの修繕料を措置いたしております。

12節役務費につきましては、電話料及び不用試薬廃棄手数料でございます。

13節委託料につきましては、民間外国語指導助手3名分の業務委託でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の生徒輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要します経費について計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、交付金といたしまして学校地域共学推進事業として各学校へ交付を行うものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護生徒に対します援助費及び特別支援学級に対します学用品や給食費等の扶助費でございます。

79ページをお願いいたします。

3目施設整備費でございます。中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、消耗品として山砂、砕石、電球及び消火器等の購入費用及び修繕料といたしましては大和中学校の普通教室の照明器具交換、同

じく大和中学校屋内運動場放送設備の修繕、そして小破修繕料等でございます。

12節役務費につきましては、不用物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。

13節委託料につきましては、F F 暖房機、小荷物専用昇降機、自家用電気工作物、消防設備等の保守点検等業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、A E Dの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、大和中学校屋内運動場のバスケットゴールほか耐震化工事、同じく大和中学校の屋内運動場のトイレ改修洋便器化工事に要します経費を計上してございます。

次に、4目中学校建設費でございます。宮床中学校の生徒数の増加によりまして普通教室の不足が見込まれ、南校舎に位置する特別教室の老朽化が著しいこともありまして、南校舎の大規模改修を行うものでございます。27年度において設計を行いまして、工事を28、29の2カ年で行うものでございます。その初年度に要します費用と、宮床中学校校庭拡張造成工事に要します費用を計上するものでございます。

11節需用費につきましては、校庭拡張に伴います土地売買契約に要する収入印紙代でございます。

13節委託料につきましては、大規模改修工事施工管理業務委託に要するものでございます。

15節工事請負費につきましては、南校舎大規模改修工事第1期工事及び校庭拡張工事に要する費用を計上するものでございます。

17節公有財産購入費につきましては、校庭拡張工事に伴います用地買収費を計上いたすものでございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、校庭拡張工事に伴います物件と立木補償の費用を計上いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

続きまして、4項1目社会教育総務費につきまして説明いたします。主な事業でございますが、生涯学習推進のための生涯学習まつり、文化講演会、家庭教育、青少年教育、成人教育並びに施設管理を行うものでございます。

1 節報酬につきましては、社会教育委員13名分の報酬でございます。

80ページに移ります。

8 節報償費につきましては、文化講演会講師、子育て講座講師謝金、協働教育本部事業に伴う謝金、原阿佐緒賞の選考委員への謝金でございます。

9 節旅費につきましては、社会教育委員や家庭教育サポーターによります視察研修等の費用弁償、特別旅費につきましては、家庭教育や青少年教育事業での研修旅費、そして原阿佐緒賞選考委員旅費でございます。

11 節の需用費につきましては、各種教室の消耗品が主なものでございます。印刷製本費につきましては、生涯学習カレンダー、まほろば大学や文化講演会のチラシ、各種教室の活動記録の印刷代でございます。修繕料につきましては、施設の小破修繕でございます。

12 節の役務費につきましては、まほろば大学の連絡通信費、原阿佐緒賞短歌募集のため、全国月刊誌「短歌」に掲載します広告料でございます。火災保険料につきましては、社会教育施設での火災保険料、フィットネス教室の傷害保険料でございます。

13 節の委託料につきましては、原阿佐緒記念館ほか3施設に係る指定管理者、宮床歴史の村保存会への委託料、吉岡東官衙史跡公園の管理委託料、民族談話室巡視清掃委託料でございます。

14 節の使用料及び賃借料でございますが、民族談話室敷地の土地借り上げ、協働教育での農作業用機械借り上げ、たいわっ子未来塾での車借上料、そして親子ふれあいキャンプの有料道路の通行料でございます。

15 節工事請負費でございますが、旧宮床伊達家住宅の屋根修繕工事及び伊達家住宅の西側塀修繕工事でございます。

19 節の負担金補助金及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合、郡町村社会教育委員連絡協議会、みやぎ県民会議の負担金でございます。

81ページに移ります。

補助金につきましてはPTA連合会、町民会議、ジュニアリーダー連絡協議会、子供育成連合会への補助金でございます。

次に、2 目公民館費でございますが、公民館総務、青少年、成人、女性、高齢者までの教育事業、文化推進事業、図書室運営事業に係る経費でございます。

1 節の報酬につきましては、公民館分館長41名分及び嘱託公民館長の報酬でございます。

7 節の賃金につきましては、図書室のパート職員の賃金でございます。

8節の報償費でございますが、報償金としまして分館長研修会、ふるさと体感隊、食彩料理教室等各教室での講師謝金、書き初め大会の審査員謝礼でございます。

賞賜金につきましては、書き初め大会等の記念品でございます。

9節の旅費でございますが、分館長会議の費用弁償でございます。

11節の需用費の主なものにつきましては、一般事務消耗品のほか各教室と講座の材料費、資料の印刷代、公用車の小破修繕でございます。

12節の役務費につきましては、電話料、通信用はがき代でございます。保険料につきましては公民館総合補償保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民文化祭での音響照明業務委託でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、図書管理システムソフト借上料、各講座の移動研修の車借上料が主なものでございます。

18節の備品購入費につきましては、料理教室等で使用いたしますワイヤレスマイクのハンズフリー拡声器の購入でございます。

19節の負担金につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連絡協議会に対する負担金でございます。補助金につきましては連合青年団、婦人会連絡協議会、文化協会への補助金でございます。

次に、3目文化財保護費でございます。文化財保護普及と文化財の調査事業を行っております。

1節の報酬につきましては、文化財保護委員5名分の報酬でございます。

7節の賃金につきましては、作業員、嘱託員の賃金でございます。

8節の報償費につきましては、郷土史講座と文化財めぐりの講師謝金でございます。

9節の旅費につきましては、文化財保護委員に係る費用弁償でございます。

11節の需用費につきましては、郷土史講座及び文化財めぐりの消耗品でございます。修繕につきましては小破修繕費用でございます。

83ページに移ります。

12節の役務費につきましては、携帯電話使用料及び郷土史講座及び文化財めぐりなどの案内用のはがき代でございます。

13節の委託料につきましては、旧嘉太神分校収納民俗資料の移設費用でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、発掘調査に係るバックホウ、ダンプカー等の重機の借上料及び郷土史講座、文化財めぐりのバス借上料でございます。

18節の備品購入費につきましては、発掘調査時の発電機購入費でございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、全国民族芸能保存振興市町村連盟へ

の負担金及び町内の文化財等保存会への補助金でございます。

次に、4目まほろばホール管理費でございます。

1節の報酬につきましては、まほろばホール運営委員10名の報酬でございます。

7節の賃金につきましては、窓口業務員補助員の賃金でございます。

9節の旅費につきましては、まほろばホール運営委員会委員の費用弁償でございます。

11節の需用費は、消耗品、冷暖房燃料、電気料、上下水道料などの光熱水費、冷暖房用の燃料費。修繕につきましては楽屋給湯器交換修繕、その他小破修繕でございます。

12節の役務費は、電話料、郵便料などの通信運搬費と建物の火災保険料が主なものでございます。

13節の委託料につきましては、電気機器、舞台設備操作保守点検、清掃業務等の委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、電話システムリース、テレビ聴取料でございます。

84ページに移ります。

15節の工事請負費につきましては、中央監視装置の交換、消防設備蓄電池交換、トイレを和式から洋式へ便器交換工事でございます。

19節の負担金につきましては、黒川地区の危険物安全協会、防火管理協議会及び公立文化施設協議会への負担金でございます。補助金につきましては町文化振興協会への補助金となっております。

27節の公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

引き続き、84ページをお願いいたします。

5目教育ふれあいセンター管理費でございます。こちらにつきましては、吉田、鶴巣並びに落合の教育ふれあいセンターの管理運営費に係ります経費について計上いたしております。

7節賃金でございますが、体育館巡視員等の賃金でございます。

11節需用費の主なものといたしまして、消耗品としての碎石、電球及び消火器の購入に要するもの、ほかに施設の電気水道料等。修繕料につきましては鶴巣屋内運動場の床修繕と急破修繕料でございます。

12節役務費につきましては、飲料水の検査及び火災保険料、賠償保険料でございます。

13節委託料でございます。業務員の業務委託3名分、校庭管理の業務委託、設備の保守点検、警備委託及び除雪の業務の委託等でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料、テレビの受診料、清掃用具借上料となります。

15節工事請負費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターの屋内運動場の床の金具の修繕、落合教育ふれあいセンターの屋内運動場の照明器具の修繕および3センター全ての屋内運動場のトイレの洋式化の工事を行うものでございます。

18節備品購入費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターに消毒用の噴霧器を購入するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。

6目森の学び舎活動費でございます。森の学び舎の管理運営に要する経費を計上いたすものでございます。

11節需用費、主なものとしましては清掃用の消耗品、消火器購入、そのほか施設の電気、水道料等でございます。

12節役務費につきましては、火災保険料などでございます。

85ページをお願いいたします。

13節委託料でございますが、清掃及び管理の委託をお願いするものでございます。

以上でございます。お願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 (村田良昭君)

続きまして、5項1目保健体育総務費についてでございます。

ここでは、スポーツ審議会や推進委員会、スポーツ賞顕彰及びスポーツ支援奨励、

そしてレクリエーション広場の管理を行っております。

1 節の報酬につきましては、スポーツ推進審議会委員 5 名分の報酬並びにスポーツ推進委員15名分の報酬でございます。

8 節の報償費賞賜金につきましては、全国大会等に出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金でございます。

9 節の旅費につきましては、スポーツ推進審議会委員の費用弁償並びに東北スポーツ推進委員の研修会の特別旅費でございます。

11 節の需用費につきましては、一般事務用品が主なものでございます。修繕費につきましては公用車の修繕費でございます。

12 節の役務費につきましては、建物災害共済保険、自動車損害保険料でございます。

13 節の委託料につきましては、指定管理者ミズノスポーツサービス株式会社への委託料と、初めて実施予定しております大和町スポーツフェスタの委託料でございます。

14 節の使用料及び賃借料につきましては、宮城ヘルシー仙台管内大会参加者の車借上料でございます。

15 節の工事請負費につきましては、総合体育館サブアリーナの屋根塗装工事でございます。

19 節の負担金補助金及び交付金につきましては、県スポーツ推進委員協議会の負担金及び体育協会、スポーツ少年団への補助金でございます。

85 ページに移ります。

27 節の公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

次に、2 目広場管理費でございます。宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内レクリエーション広場の管理を行うものでございます。

11 節の需用費につきましては、運動広場の敷砂代及び電気料、光熱水費及び小破修繕料でございます。

12 節の役務費につきましては、水道の開栓手数料 4 カ所分。

13 節の委託料につきましては、各広場の維持管理を引き続き各地区に委託するものでございます。

次に、3 目の自転車競技場管理費でございます。

13 節の委託料につきましては、宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理をするものでございますが、指定管理者でありますミズノスポーツサービス株式会社に管理業務委託をするものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

引き続き86ページでございます。お願いいたします。

4目学校給食センター費でございます。学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に関する経費を計上いたしておるものでございます。

1節報酬並びに9節旅費でございます。学校給食運営審議会開催に伴います委員の報酬及び費用弁償でございます。

7節賃金でございます。給食センターの業務員の賃金となるものでございます。

11節需用費でございますが、消耗品といたしまして給食用食器の更新費用、給食センターの施設運営に要する燃料費、光熱水費並びに施設整備、厨房機器の修繕費並びに児童・生徒衛生用の管理用の消耗品代、それから学校給食の賄材料費ということになってございます。

12節役務費でございます。電話料、給食センター及び学校職員の検便の手数料、学校給食費の振替の手数料などでございます。

13節委託料につきましては、学校給食の調理の業務委託及び給食センターの施設設備の維持管理、点検等の委託料になるものでございます。

87ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機、牛乳保冷庫、食材保管用の冷蔵庫、食器洗浄機並びに清掃用具リース代借上料でございます。新たに昇降式の消毒保管庫、スチームコンベクション及び食器消毒保管器を借り上げる費用もあわせて計上いたしているところでございます。

15節工事請負費につきましては、調理員用のトイレの改修工事、受水槽の交換工事及び防鳥用、鳥用のですね、ネット取り付け工事に要する費用を計上いたしております。

18節備品購入費につきましては、学校用の運搬車、配膳台及び温食缶等の購入に要します経費でございます。

19節負担金補助金及び交付金につきましては、全国学校栄養士協議会県支部等への負担金でございます。

27節公課費は、公用車車検に伴います自動車重量税を計上いたしておるものでござ

います。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

10款災害復旧費でございます。

1項1目農業用施設災害復旧費及び下の段の2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、予算科目の設定でございます。

10款3項1目の農林施設災害復旧費でございます。

88ページのほうにまたがります。

15節工事請負費につきましては、昨年9月の関東・東北豪雨によりまして被災いたしました林道滝の原蘭山線ほか2路線の路面洗掘等に係る災害復旧に要するものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

88ページ、11款公債費でございます。

当初予算編成時点での一般会計での町債残高であります。64億1,620万4,000円と推測されるところでございます。12機関から借り入れをしておるところでございますが、平成28年度の元利償還並びに利子償還の見込み額を計上したものでございます。

まず、10款1項1目元金につきましては、23節償還金利子及び割引料のほうで5億8,130万5,000円。

同じく1項2目利子のほうでは償還金利子及び割引料のほうで7,110万4,000円を計上いたしたところでございます。

次に、12款予備費1項予備費でございますが、地方自治法217条の規定によりまして例年どおり1,000万円の計上をいたしたところでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

本日の会議はここで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時35分 延 会

上記会議の経過は事務局長浅野喜高の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員